

# 協働のまちづくり推進 ガイドブック



共に学び・共に育ち・共に変わる

*Hyuga City*

日向市

## 【目次】

### ガイドブック策定の目的

- 1. ガイドブックの役割 . . . . . P. 1
- 2. ガイドブックの構成 . . . . . 1

### ステップ1 協働のまちづくりの基礎知識

#### . 協働のまちづくりとは…

- 1. 協働のまちづくりの定義 . . . . . 2

#### . 協働のまちづくりが求められている背景と期待される効果

- 1. 協働のまちづくりが求められている背景 . . . . . 3
- 2. 協働のまちづくりによって期待される効果と意義 . . . . . 5
- 3. 求められる協働のまちづくり . . . . . 7

#### . 協働のまちづくりを推進するために

- 1. 協働のまちづくりのイメージ . . . . . 8
- 2. 協働のまちづくりの担い手と期待される役割 . . . . . 9
- 3. 協働のまちづくりの基本原則 . . . . . 11
- 4. 協働のまちづくりの手法 . . . . . 12
- 5. 協働のまちづくりの流れ . . . . . 15

### ステップ2 協働のまちづくりのルール

- 1. 協働のまちづくりのキーワード . . . . . 16
- 2. 協働のまちづくりの合ことば(留意点) . . . . . 17

### ステップ3 協働のまちづくりの実践

- 1. 検討から実践までの流れ(既存事業のアレンジと新規事業の企画検討) . . . . . 18
- 2. 検討段階(新規事業/既存事業) . . . . . 19
- 3. 実践段階 . . . . . 21
- 4. 終了・評価段階 . . . . . 22
- 5. 協働の実践事例 . . . . . 23

### 協働のまちづくり推進プログラム

- 1. 本市の現状と課題 . . . . . 31
- 2. 本市のこれまでの取組 . . . . . 33
- 3. 本市のこれからの取組 . . . . . 34

### おわりに

. . . . . 38

### 資料編

- 用語の解説 . . . . . 39
- 協定書の作成例 . . . . . 41
- 本市のNPO法人 . . . . . 43
- 本市庁内の協働事業の取組状況(手法別) . . . . . 46

# ガイドブック策定の目的

## 1. ガイドブックの役割

近年の日本社会は、少子高齢化や長引く経済情勢の低迷などによる変化が急速に進み、厳しい財政状況にある行政だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題などに対応することが難しくなっています。さらには、地域の課題を自ら解決しようという、住民の自主的・自発的な活動が活発になり、住民と行政の関係や、これまでの国主導の政策によって効率性が低下した行政運営のあり方を見直すことが求められています。

このような中、国と地方の関係を見直し、住民自らの責任において地域の特色を生かしたまちづくりを行えるよう地方分権が進められており、これまでの行政主導ではない、住民主体の自治の実現を目指して、住民と行政が対等な関係で協力し合う「協働のまちづくり」の推進が求められています。

本市は、平成18年2月に東郷町との合併により、新しい日向市として生まれ変わり、平成19年3月には、「市民との協働」と「地域力の活用」を基本理念とする「新しい日向市総合計画」を策定しました。また、同年11月には、協働のまちづくりの具体的な行動に向けて第一歩を踏み出し、市民と行政が同じ方向に向かって進めるよう、共通の手引書として「日向市協働のまちづくり指針」を策定しました。

これからの本市は、市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合う、協働のまちづくりの実践によって、地域の特徴を生かした市民主体の地域社会の実現を目指しており、協働のまちづくりを市政運営の基本とするため、全庁的な取組を始めたところです。

この「日向市協働のまちづくり推進ガイドブック」は、今後、どのように協働のまちづくりと向き合い、取り組んで行けばいいのか、同指針を基本として、また、同指針策定時に行った市民とのワークショップでの意見や庁内組織である協働推進チームの意見を反映させながら、職員向けの実務手引書として作成しました。

### 職員の皆さんへ

私たち職員が「協働のまちづくり」についての知識や情報を理解し、日々の職務に生かしながら、新しい協働の関係をつくり出していくことは、確かにとても難しいことです。

しかし、私たち職員が協働に対する理解を深め、協働のまちづくりを推進し、市民と対等な関係を築いていくことは、本市の政策目標を達成することにもつながる、重要な取組の一つなのです。

今後、この「日向市協働のまちづくり推進ガイドブック」をもとに、職員の皆さんが協働のまちづくりの実践を重ね、さらに新しい知識と経験が蓄積されていくことを願っています。

## 2. ガイドブックの構成

このガイドブックは、協働のまちづくり推進の3つのステップを、段階的に実践できるような内容で構成しています。

「ステップ1」では、協働まちづくりの基礎知識をまとめ、「ステップ2」では、協働を実践する際に重要となるキーワードと留意点について触れています。また、「ステップ3」では、協働の事業を実施するための準備段階から実践、評価までの流れを解説するとともに、協働を市域全体に広げていくためのアイデアを補完する、様々な協働の実践事例をまとめました。

さらに、本市の現状と課題を検証し、これからの協働のまちづくりの具体策を記した「協働のまちづくり推進プログラム」も併せて掲載しました。

# ステップ 1

## 協働のまちづくりの基礎知識

ステップ1では、まず、「協働のまちづくり」を正しく理解しイメージできるように、その定義や効果、市民と行政の役割分担、基本原則、手法など、基本的な考え方について触れています。

このステップで基礎的な知識を身に付け、次のステップへと進んでいきましょう。

### ・協働のまちづくりとは…

#### 1. 協働のまちづくりの定義

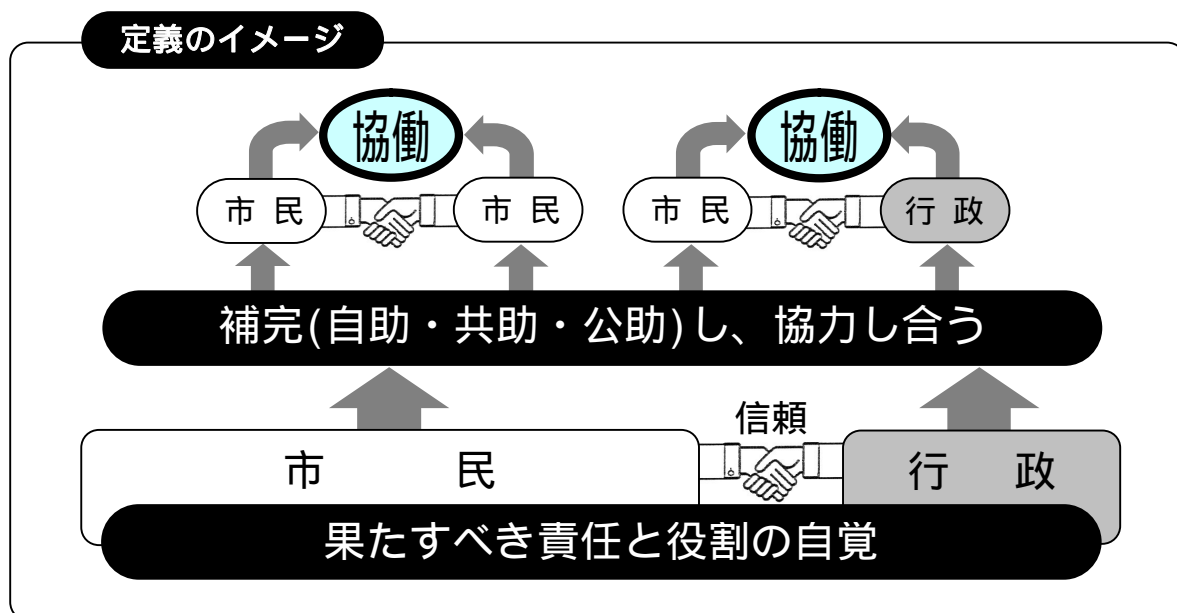
“協働”という言葉は、1977年、アメリカの政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていくこと」を一語で表現するために造語した“coproduction”(co「共に」、production「生産」)を日本語に訳したものです。

平成19年11月に策定した「日向市協働のまちづくり指針」では、この“協働”の概念をまちづくりに取り入れ、「協働のまちづくり」の定義を

『市民がお互いに、あるいは、市民と行政が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むこと』

としています。

この意味をみんなが共有するところから、「協働のまちづくり」はスタートします。



#### チェック 「市民」とは

「市民」とは、日向市に住み、働き、学ぶすべての個人と、市内に所在し、または、活動するボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体、自治公民館、企業などをいい、このガイドブックでは、それらを総称して使用しています。

## 1. 協働のまちづくりが求められている背景

では、今、なぜ全国的に「協働のまちづくり」が盛んに唱えられるのでしょうか。その背景として、次のようなことが考えられます。

### 地方分権の進展

国民は、これまでの国の強い指導で進められてきた政策によって、全国どこにいても一定の行政サービスを受けられるようになりました。しかし、それは国の役割の肥大化と行政効率の低下を招くとともに、地域住民の「公共のことは全て行政に任せる」という意識を強めてしまいました。

しかし、平成12年の地方分権一括法の施行によって、地方行政に対する国の関与のあり方が見直されるとともに、国と地方自治体の役割が明確となり、本格的な地方分権の時代が到来しました。

これからの地方自治体は、「自己決定、自己責任」のもと、従来の全国均一のまちづくりではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民満足度の高い分権型社会を構築する必要に迫られています。

### 市民ニーズの高度化・多様化

「右肩上がり」の高度経済成長期を経て、我が国の社会経済構造は大きく変化しました。これに伴い、市民個人のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズもより高度化、多様化しています。また、近年の国と地方の財政状況は、長引く景気の低迷によって一層厳しくなり、施策・事業の大幅な見直しを図らなければならない状況となっています。

このような中で、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じています。

### 市民活動の活発化

平成10年12月には「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、また、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」への価値観の変化や「自己実現」志向の高まり、余暇時間の増大もあり、これまでの自治公民館活動などの地域活動に加え、福祉・生涯学習・環境・教育・文化などの幅広い分野に対して、自主的、自発的に取り組もうとする個人や団体による市民活動が活発化しており、市民がまちづくりの担い手として社会的な役割を果たしていくことに大きな期待が寄せられています。

## 地域コミュニティ機能の低下

もともと、自治公民館などの地域コミュニティには、困った時には手を差し伸べ、足りないところは補い合う「助け合い」の精神がありました。

しかし、都市化や核家族化、少子高齢化が進行する中、地域住民のコミュニティ意識が次第に希薄化し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下してきています。また、道路や水道などの社会基盤整備が進み、農業の近代化や高度情報化などが、地域の共同作業の必要性を薄めてきました。

このような中、相互扶助の必要性を再認識し、自治意識を高めるとともに、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となってきました。

## 行財政改革への対応

極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な財政基盤を構築するためには、“公共サービスは行政が担うもの”という従来の固定的な考え方を見直し、市民と行政が役割を分担しながら公益を増進していく新たな仕組みが必要となっています。

## 2. 協働のまちづくりによって期待される効果と意義

市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、次のような効果が期待されます。

### 公共サービスの向上

公平、均一なサービスの提供を基本とする行政ではこれまで対応が難しいと考えられていた分野においても、市民と行政が協働のまちづくりに取り組むことにより、市民ニーズに合った迅速かつきめ細かい多様なサービスの提供が期待できます。

### 自治意識の醸成

市民一人ひとりがより良いまちづくりを目指して自主的、自発的に地域の課題解決に携わることで、自分たちの地域社会を主体的につくっていくことが意識され、自治意識の醸成が図られるとともに、地域住民の連帯感が高まり、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築につながります。

### 相乗効果

協働のまちづくりは、市民と行政の双方向の取組であることから、市民には活動の場や機会がさらに拡大するとともに、地域の課題に対する市民の関心がより一層高まり、市民活動団体の設立や行政への参加・参画が促進されることが期待され、一方、硬直化した行政には柔軟性を持たせるなど、新たなものを生み出す相乗効果があります。

### 役割分担の明確化

あらゆる分野での協働のまちづくりを通して、市民と行政の相互理解が進み、公共領域における市民と行政の役割分担が明確になります。

### チェック 「参加」と「参画」

「参加」とは、アンケート調査への回答、公聴会や説明会での意見陳述、パブリックコメント 手続による意見提出など、何らかの市民参加手続により、行政活動に加わることです

一方、「参画」とは、単に意見を述べるだけでなく、意思形成過程にも関与するなど、行政活動により積極的、能動的にかかわっていくことです。

「参加」・「参画」は、協働のまちづくりの基礎であり、市民の積極的な「参加」・「参画」が協働のまちづくりの第一歩となります。

## 市民と行政それぞれの意義

### 市民（個人）

自己決定・自己責任のもと、新しいまちづくりの形成につながることが期待されます。  
きめ細かで柔軟な公共サービスを受けられることが期待されます。  
市民自らが公共サービスの提供主体となることで、行政の役割の縮小、税の活用方法の変化など、行政への関心が高まることが期待されます。  
市民活動が活発化することで、新たな参画・参加の機会が増すとともに、雇用機会の拡大が期待されます。

### 市民（市民活動団体・地域コミュニティ・企業など）

市民自らの社会的使命を実現していく機会が増え、市民活動団体などの財政基盤の強化や活動の活性化につながることが期待されます。  
行政が持つ情報や調査力を活用しながら、市民活動団体などが掲げる社会的な使命をより効果的に実現することが可能となります。  
行政との協働による活動成果により、市民活動団体などに対する理解や評価が高まることが期待されます。

### 行政

市民が行政に参画する機会が増えるとともに、行政が行う公共サービスについて、市民の議論が深まる中で、住民自治が促進することが期待されます。  
市民が持つ情報や調査力を活用した協働事業を実施することで、より市民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となります。  
協働による取組を通じて、事業の見直しや職員の意識改革が図られ、行政のスリム化やサービスの効率化、行政システムの改善など、行政改革が進む契機となることが期待されます。

### チェック 「市民参加」と「協働」の違い

市民参加とは、行政が企画した事業やイベント、あるいは、市政に対するパブリックコメントに市民が参加することです。市の重要な施策に市民の声を反映して、市民に近い市政運営を図ることができます。

一方、共通の目的を持って、お互いの知恵を出し合いながら、問題の解決や事業の企画・実施に取り組むのが協働です。また、市が実施する事業などへの市民の参加を呼びかけた場合、実施する際の責任は市にあります。協働で取り組む場合には、責任は両者にあります。協働で事業を行う場合は、お互いの立場や対等な関係を理解して、協力し合うことが協働のまちづくりの基本的な考え方です。



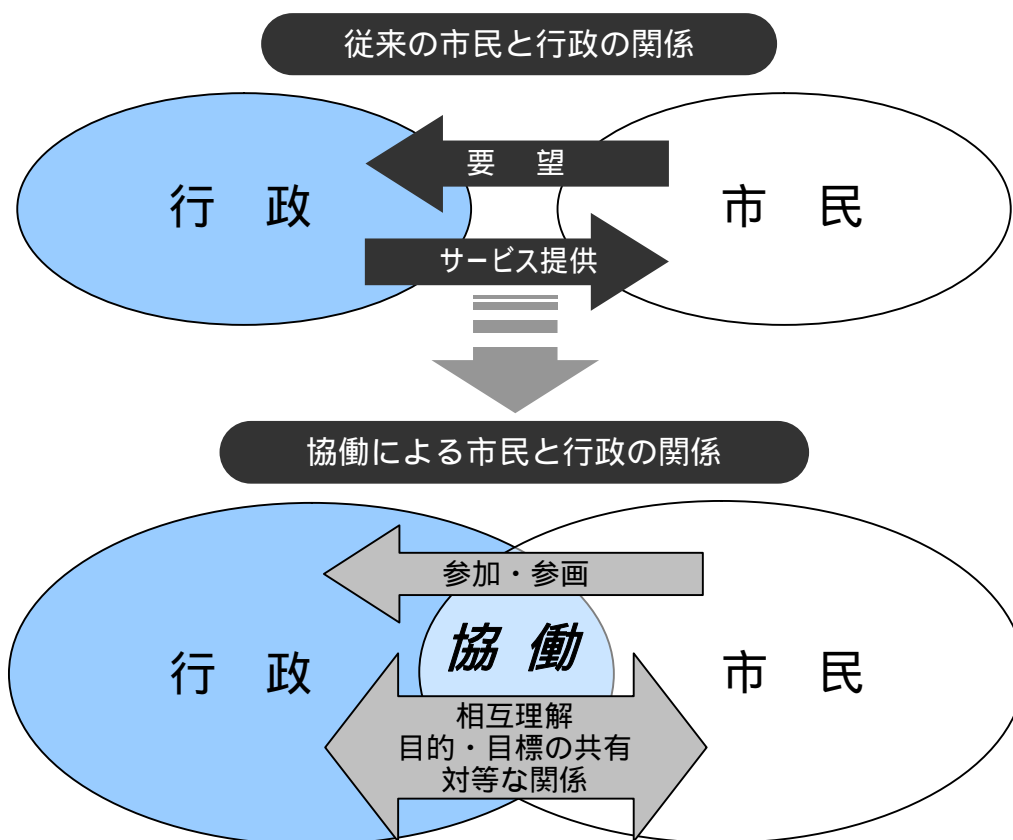
### 3. 求められる協働のまちづくり

本市では、平成19年3月に、今日の時代背景や東郷町との合併を踏まえ、「市民との協働」と「地域力の活用」を基本理念とする「新しい日向市総合計画」を策定しました。

総合計画は、市の最上位計画であり、策定後10年間のまちづくりの指針となるものですが、市民と行政が協力して日向市という地域社会をつかっていくための重要な計画であり、本市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、市民と行政が、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための市民共有の指針となるものです。

総合計画のキャッチフレーズ「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい 人とまち」が表現する、「協働のまちづくりにより『自助・共助・公助』がうまく融合された社会が実現し、自立した市民と日向市」を目指すためには、これまでの「公共サービスを行政だけが担う」という公助中心の行政主導による地域づくりから、個人でできることは個人が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行うという社会の仕組みを構築していく必要があります。

そして、市民と行政それぞれが持つ専門的な知識や技術などの特性を生かしながら、市民がお互いに、あるいは、市民と行政が協力して課題解決を目指す「協働のまちづくり」に取り組んでいくことが求められています。



#### チェック 協働のまちづくりの二つの基本的な考え方

これからの時代は、みんなの協働でつくり、育て上げる「新たな公共」の考え方が重要です。

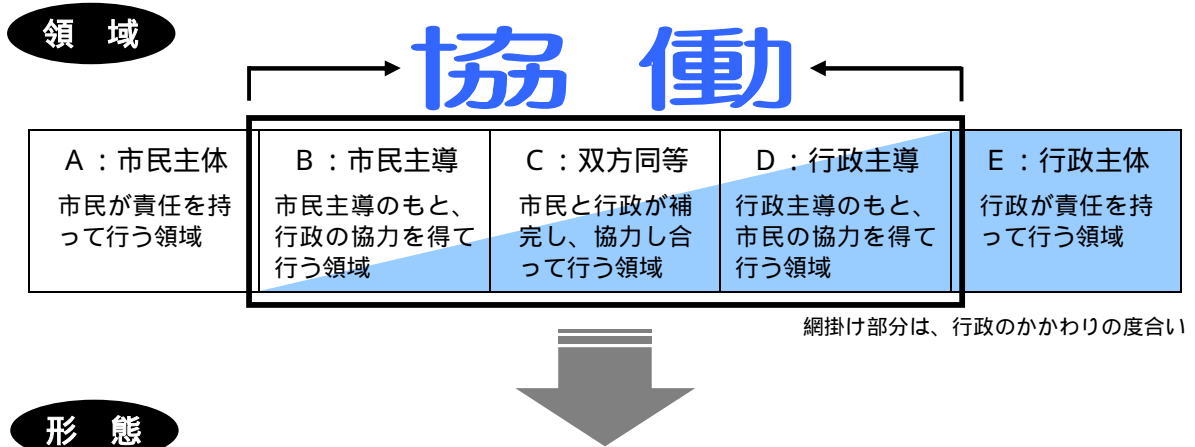
身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決に当たり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それができない問題は行政が解決するという「補完性の原則」に、改めて注目することが必要です。

# 協働のまちづくりを推進するために

## 1. 協働のまちづくりのイメージ

それでは、協働のまちづくりとは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

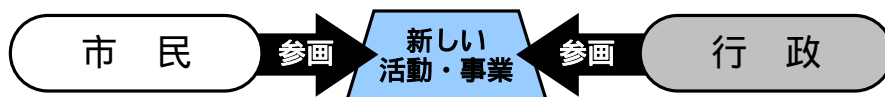
市民と行政が協働でまちづくりを行う場合、市民の領域と行政の領域が重なり合う領域が出てきます。この領域が、市民と行政が目的や目標を共有し、協働しやすい領域となり、下記の4つの形態が考えられます。



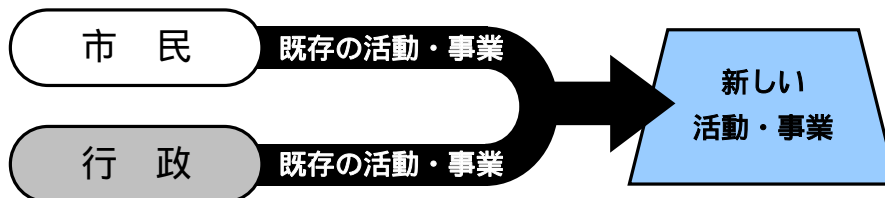
**B : 市民主導型** ~ 市民の活動を行政がサポートする ~



**C : 双方同等型** ~ 新しい活動や事業を初期段階から実施する ~



**C : 双方同等型** ~ 既存の活動や事業を組み合わせる ~



**D : 行政主導型** ~ 行政が実施する事業へ市民が参加・参画する ~



## 2. 協働のまちづくりの担い手と期待される役割

市民と行政が良きパートナーとして協働のまちづくりを効果的に推進していくためには、まず、お互いが十分に理解し合い、役割を明確化するなど、一定のルールの中で目的や目標を共有し、市民と行政それぞれが主役となって、自分たちの役割は何なのかを認識しながら取り組むことが必要です。

### 市民

#### 個人の役割

地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、自治活動や市民活動への理解と連携を深め、積極的に地域の活動に協力することが大切です。

#### 具体的には

市の広報紙、ホームページや様々な学習機会を通じて、情報を収集します。  
自治公民館活動へ積極的に参加します。  
自分の持つ知識や能力を、社会貢献活動などを通してまちづくりに生かします。

#### 市民活動団体の役割

ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体は、専門性・先駆性・機動性を発揮し、その社会的使命や活動内容を積極的に社会に発信するとともに、個人に自己実現の場や社会参画のきっかけを広く提供したり、他の市民活動団体とのネットワークづくりに努めたりするなど、地域の課題解決に向けて自らの活動を積極的に展開していくことが大切です。

#### 具体的には

団体が持っている専門的知識や情報、ノウハウをまちづくりに活用します。  
まちづくりを通して、市民に生きがいや活動の場を広く提供します。  
他の市民活動団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していきます。

### チェック ボランティア

この「ボランティア」という言葉には、「志願する」という意味があり、自ら進んで、自己の責任で地域の課題解決に取り組むことが本来のあり方です。しかし、ボランティアは、基本的には無報酬なので、その活動意欲や能力を単なる労働力として扱われることも少なくありません。ボランティアの自発性は、地域社会の問題を解決するための大きな力であることをしっかりと認識しましょう。

また、ボランティアには、個人の意志で活動を行う場合と、その個人が集まり組織の形態をとって活動する「ボランティア団体」があります。この組織化されたボランティア活動に関しては、活動を進める上で、参加してくれた人に対する感謝の気持ちとして、弁当や交通費程度の実費が支払われるケースがあります。

これが、「有償ボランティア制度」の考え方であり、活動に係る労働の対価としてではない活動費を支払う、ボランティア活動の支援策として用いられています。

## 地域コミュニティの役割

自治公民館、PTA、子ども会、消防団、青年団など地縁により組織される地域コミュニティは、個人では解決が困難な課題に対して、助け合いの精神を発揮し、地域で課題解決が図られる地域づくりに努めることが大切です。

### 具体的には

地域の課題を自ら探し、自ら考え行動し、解決していきます。  
地域の後継者育成を含めて、地域の中の組織づくりを強化します。  
住民同士の交流が図れる場を積極的に設けます。

## 企業などの役割

企業や経済団体、協同組合などの民間組織であっても、地域社会を構成する一員として、専門的な知識や技術を地域社会に還元するなど、社会貢献活動を通して協働のまちづくりに積極的に寄与することが大切です。

### 具体的には

従業員が社会貢献活動に取り組みやすい環境を整備します。  
自治公民館などの地域活動や市民団体の活動に対して、自らが持っている情報や技術、ノウハウなどを提供し、活動を支援します。

## 行政

### 行政の役割

協働のまちづくりを積極的に推進するため、市民及び行政職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや支援体制の整備に努めることが大切です。

また、行政職員には、協働をコーディネートできる能力を高めることや、地域のまちづくりに参画するなどの体験を重ねていくことが大切です。

### 具体的には

研修などを通じて、市民及び行政職員の協働意識を高めます。  
協働のまちづくりに対する理解と実践意識を浸透させていくために、まちづくり講演会・講座の開催や協働事例などのPRに努めます。  
まちづくり講演会・講座の開催などを通して、まちづくりのリーダーを養成します。  
市の事業計画や進捗状況などの情報を提供して、市民との情報共有を図ります。  
市民活動に対する支援体制や市民活動支援センターなどの活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築など、協働のまちづくりの環境を整備します。  
市の計画策定などに市民が積極的にかかわれるような体制を整備します。  
機能が低下している地域コミュニティの再生に向けて、新しい地域コミュニティ組織の導入を検討していきます。

### 3 . 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりに当たっては、お互いが尊重しなければならない基本的な共通の原則があります。これらの共通の原則を踏まえ、協働のまちづくりが共通の目的を達成するための手段であることを認識しながら、より良い協働関係を築いていくことが大切です。

#### 公開性

協働のまちづくりの取組内容は、だれでも分かるよう透明で開かれたものでなければなりません。そのため、協働するパートナー同士は、積極的に情報を公開・共有し、説明責任を果たすことが大切です。

#### 相互理解

協働するパートナー同士は、お互いの立場や特性を正しく理解し、それぞれの存在意義を認め合うことが大切です。

#### 目的・目標の共有

協働するパートナー同士は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどのような成果を上げるのかという「目標」を共有することが大切です。

#### 対等な関係

協働するパートナー同士は、上下の関係ではなく、対等な横の関係にあることを常に認識し、お互いの長所で短所を補い合うことが大切です。

#### 自主性・自立性の尊重

協働するパートナー同士は、相互依存とならないように自主性、自立性を尊重し、それぞれの特性を十分に生かすことが大切です。

#### 相互評価

協働するパートナー双方で、協働のまちづくりの成果を評価し、その結果を次の協働のまちづくりへ生かすことが大切です。

## 4 . 協働のまちづくりの手法

協働のまちづくりの実施に当たっては、次のような手法が考えられます。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい手法を選択することが大切です。

### 情報提供・情報交換

パートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図る手法です。

#### 効果

情報の共有化が図られ、互いの理解促進につながります。

考え方の共通点や相違点が明確になることで、パートナー双方の認識が深まり、協働に対する意識の醸成が進みます。

地域課題の発掘や市民ニーズの把握など、情報の収集が効率的に行われることが期待できます。

課題を共有することによって、効果的な協働事業の企画・立案が可能となります。

パートナー双方のネットワークが相互に活用できるようになります。

#### 留意点

パートナー双方の立場を尊重し、対等な立場で意見交換や情報交換を行うとともに、信頼関係を構築することが必要です。

情報を求めるだけでなく、相互に積極的に情報を提供することが必要です。

情報は、わかりやすく提供することが必要です。

### 共催

複数のパートナーが、それぞれ主催者となり共同で事業を行う手法です。

#### 効果

それぞれの資源や特性を生かすことができるので、単独主催よりも事業内容の充実が図られます。

パートナー双方のネットワークが相互に活用できます。

パートナー双方の相互理解や協力関係が促進されます。

#### 留意点

事業の検討段階からパートナー双方が十分なコミュニケーションを図り、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

パートナー双方が対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にする必要があります。

協定書などの書面で、役割分担や経費負担などの取り決めに明確にしておくことが大切です。

## 後援

主催者の実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法です。

### 効果

主に金銭的な支出が伴わず、一方、複数のパートナーが後援することで、事業の信用度が増す効果があります。

行政にとっては、市民からの後援を得ることにより、地域との密着性や親しみが増します。

### 留意点

後援が対外的に公表されるものであることを踏まえて、その事業の目的、内容を十分に理解し、責任を持って判断することが大切です。

## 実行委員会・協議会

複数のパートナーが構成員となって新たな組織をつくり、それが主催者となって事業を行う手法です。

### 効果

事業の初期段階から適切な協働関係を構築しやすく、規模の大きな事業の実施に効果的です。

市民の専門性や独自のネットワークを生かすことができます。

話し合いを多く重ねることで、相互理解が深まり、パートナー同士の信頼関係を築くことができます。

### 留意点

事業の検討段階からパートナー同士が十分なコミュニケーションを図り、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

パートナー同士が対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にする必要があります。

協定書などの書面で、役割分担や経費負担などの取り決めを明確にしておくことが大切です。

## 事業協力・協定

パートナー同士が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を行う手法です。

### 効果

一般的には、事業の目的、役割分担、経費負担などを取り決めた協定書を取り交わして事業を行うため、安定した関係のもとで、比較的期間の長い事業の実施に効果的です。

### 留意点

事業の検討段階からパートナー同士の十分なコミュニケーションを図り、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

## 補助

活動資金に課題を抱えるパートナーに対して、ほかのパートナーが補助金等の名目で財政的な支援をする手法です。

### 効果

全体経費のうちの一部経費を公の資金で賄うことで、補助・助成先である市民の専門的な知識や技術を高め、サービス提供に生かすことが可能となります。

### 留意点

補助をする、補助を受けるという立場の違いから、対等性、自立性、自主性を失いやすいので注意が必要です。

## 委託

事業主体にはない優れた特性を持つパートナーに、契約をもって事業の全部又は一部を委ねる手法です。

### 効果

パートナーの専門性、先駆性、柔軟性などの特性を生かすことで、より良いサービスや成果が期待できます。

### 留意点

委託は、パートナーの専門性などを活用することにより、行政が自ら実施するよりも委託する方がより良い成果を上げられるという判断のもとに行うことが必要です。

行政側の財政負担の軽減のみを目的として委託するという考えではなく、パートナーの専門性や設立の目的などを尊重し、生かしていく姿勢が重要です。

事業に関する責任は、委託する行政側が負うことも少なくありません。このため、委託業務が確実に履行されるよう、委託先の選定に当たっては、一定の要件を設けるなどの配慮が必要です。

## チェック 「協働」と「補助・委託」の考え方

補助（助成）とは、事業を主体となって実施する団体への金銭や物品による支援です。また、委託は、行政が行う責任がある事業を、事業者や市民に「請け負ってもらう」ことです。中でも委託は、市民や民間に行政の仕事を請け負ってもらうという性格上、対等な立場で事業を行うものではなく、根本的には「協働に近いもの」、あるいは「その外縁にあるもの」ということとなります。

協働とは、行政と市民それぞれが対等な立場で地域社会に貢献することを基本に、協同作業で公共サービスをつくることを指します。

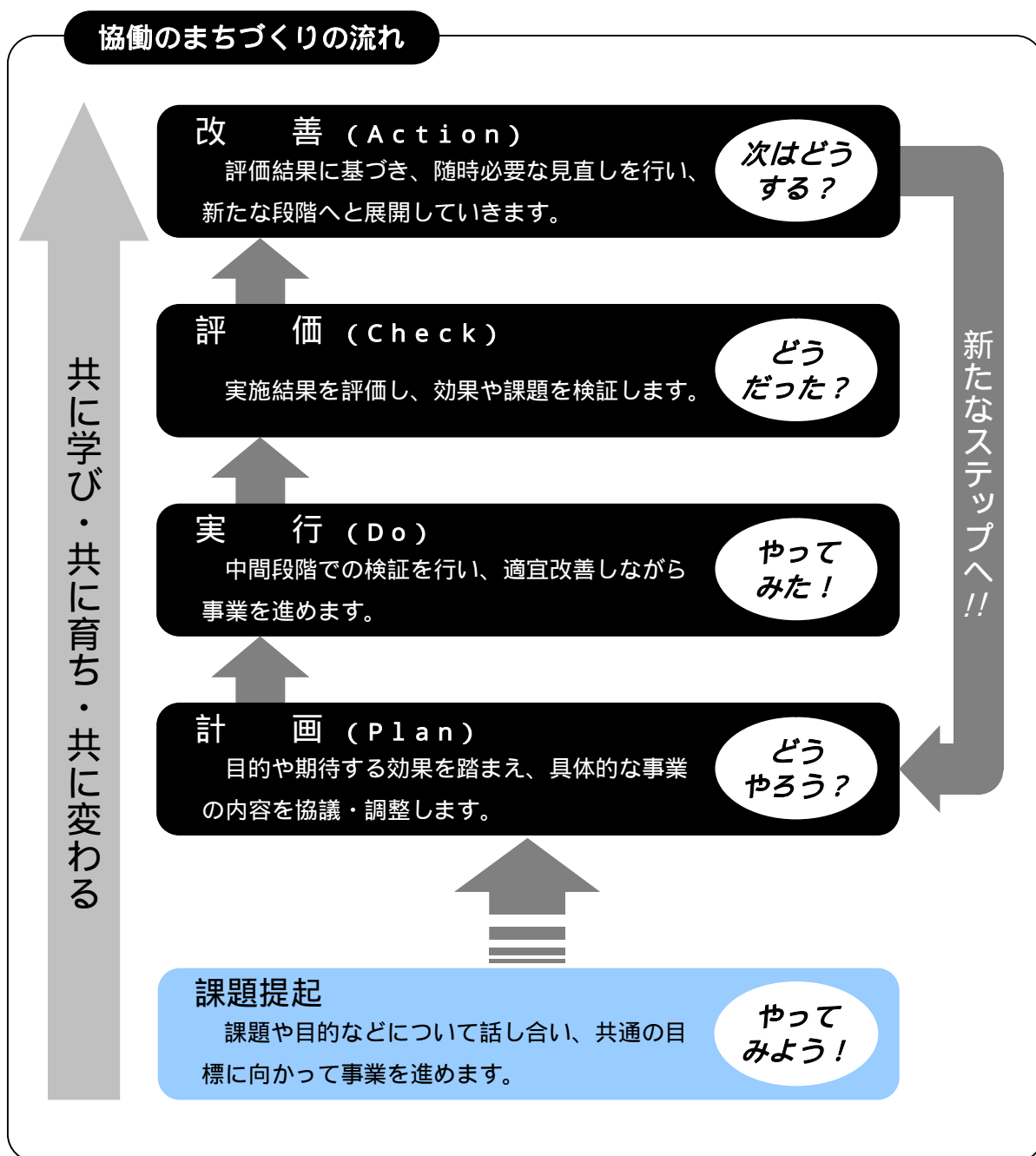
これからの補助・委託事業の一つのあり方としては、行政からの地域社会への貢献と、市民からの貢献が応分であることが最善の姿だと考えられます。



## 5 . 協働のまちづくりの流れ

協働のまちづくりでは、地域の課題解決や共通の社会的な目標の達成に向けて、市民と行政がお互いの労力・技術・情報・ノウハウ・資金などの資源を持ち寄り、その特性を生かし、「計画 実行 評価 改善」の一連の流れ（P D C Aサイクル）を繰り返しながら、お互いが相手を理解することに努め、その信頼関係のもと、「共に学び・共に育ち・共に変わる」ことが大切です。

なお、具体的には、ステップ3「協働のまちづくりの実践」の中で詳しく説明します。



## ステップ 2

# 協働のまちづくりのルール

ステップ2では、協働のまちづくりを推進していく上で欠かすことのできない考え方や姿勢、心構えについて触れています。ステップ1で触れた「協働のまちづくりの基本原則」をさらに噛み砕いて、“キーワード”と“合いことば”という表現でまとめた、協働のまちづくり推進に当たっての基本的なルールです。

### 1. 協働のまちづくりのキーワード

#### 市民の力（自らがまちづくりへの貢献を果たす）

これからの協働のまちづくり推進に当たっては、行政のみが政策形成や事業の実施を行うのではなく、市民自らが市の政策への提案や事業の提案によって、まちづくりへの貢献を果たすことが重要となります。この取組は、市民主体のまちづくりの実現と陳情主義からの脱却につながることを期待されています。

そして、このような市民主体のまちづくりを目指すには、市民のまちづくりに対する意識の改革や自立が求められます。例えば、地域で施設や道路の整備が計画された時に、住民が労力の提供で貢献するという協働事業を提案し、市・市議会での決定を経て、実施は市民主体で行うという流れも考えられます。

市民が、まちづくりの主体は自分たち自身であることを認識し、行政との対等な関係を築いてまちづくりを進めていくことが、市民の本来の力が生かされたまちづくりの実現につながるのです。

#### 行政職員の意識改革（対等・市民の感覚）

では、協働を実践し、市民主体のまちづくりを実現するには、行政は具体的に何をすべきなのでしょう。

まず、第一歩となるのは、ステップ1でも触れたように、行政職員が協働のまちづくりについてしっかりと理解し、市民とは対等な関係であることを認識することです。その上で、協働のパートナーを理解し、よく話し合っ、お互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実践していくことが必要となってきます。

さらには、職員一人ひとりが「地域に帰れば、自分も市民のひとり」という感覚を持つことも大切です。市民から信頼される行政でなければ、協働の関係は生まれません。まず、私たち職員が意識を変え、自分自身も一市民であるという感覚を磨いていくことで、市民と行政のより良い協働関係を築いていくことができるのです。

#### 相互理解・情報共有

上記のように、市民と行政がお互いの意識を変えることから、協働のまちづくりの可能性は広がります。そして、ここで重要となるのは、「相互理解」と「情報共有」です。

例えば、協働事業を実施する際に、市民も事業の企画・実施を担う主体ですから、市民が対等に行政と話し合い、お互いの立場を理解し、情報を共有し合うことができません。

そのためには、行政側の協働に対する意識改革を図り、全庁的に協働のまちづくりに取り組めるような環境や体制を整え、市民の提案力を求めていくことが重要です。加えて、市民側も地域の課題や自分たちの役割について話し合い、行政との関係や役割分担について、しっかりと意識を共有しなければなりません。

このように、協働のまちづくりは、どちらか一方の主導ではなく、市民と行政との対等な関係を明確にして、適切な役割分担のもとに行われる取組であることを常に意識して実践に当たりましょう。

## 2. 協働のまちづくりの合いことば（留意点）

### 対等の私たち

協働を実践するに当たっては、まず、協働のパートナー（地域コミュニティや市民活動団体など）と私たちが、対等な関係であることを常に心掛け、これからのまちづくりは、市民と私たちがみんなで担っていくものであることを意識しましょう。

### 協働は相手を理解することから

協働のパートナーのことをよく知り、理解するように努め、お互いの存在を認め合うことで新しい協働の関係が生まれることを意識しましょう。私たち職員が協働のまちづくりに対する理解を深め、市民と対等な関係を築いていくことが、魅力的で個性あふれる地域社会の実現につながっていくことをイメージしながら、「相手をよく知る」ことに努めましょう。

### できることから始めて、人の意欲を引き出そう

当然のことながら、各部署で業務の内容は異なりますが、できることから少しずつ協働を始め、事業にかかわる市民の意欲を引き出すことが大切です。また、協働の意識を持って本市の地域づくりや事業の企画を行うことにより、思いがけないアイデアが生まれる可能性があります。行政だけでは対応できない地域の課題は、市民の力を引き出し、協働で取り組むことによって解決できることもあるのです。

このように、協働のまちづくりは、どちらか一方が単独で事業を行うよりも、さらに実効力のある手段・方法を生み出し、より効果的な事業の成果を得ることが期待できます。

さらには、より多くの市民が参加しやすい事業を協働で考え、かかわる市民の輪を少しずつ広げることによって、新しい協働の種が芽生えることもあるのです。

### 目的・目標・役割分担

協働事業を企画する際には、まず、お互いが「なぜ、この事業をやる必要があるのか」、その意識を共有してから事業の明確な目的を立てます。

さらに、その目的を達成するための具体的で適切な目標設定を協働で行い、事業を実施する際のお互いの役割分担を明確にすることが必要です。

### 説明はしっかりと

協働のパートナーに情報を提供する際には、責任を持って正確に伝えることが大切です。また、情報を収集する際にも、その目的や用途を明らかにして、相手方の信頼を損なわないように努めることも協働の取組の一つです。

さらに、事業や政策を計画する際には、早い段階から市民の理解を得るための事前説明を行うことが大切です。これまでの、事業を行った後の報告（事後説明）は確かに必要なことですが、今後は、政策・事業の計画に市民の意見や考えを反映し、事業の企画・実施をお互いに納得しながら進めることができるよう、事前にしっかりとわかりやすく説明することを心掛けましょう。

# ステップ3

## 協働のまちづくりの実践

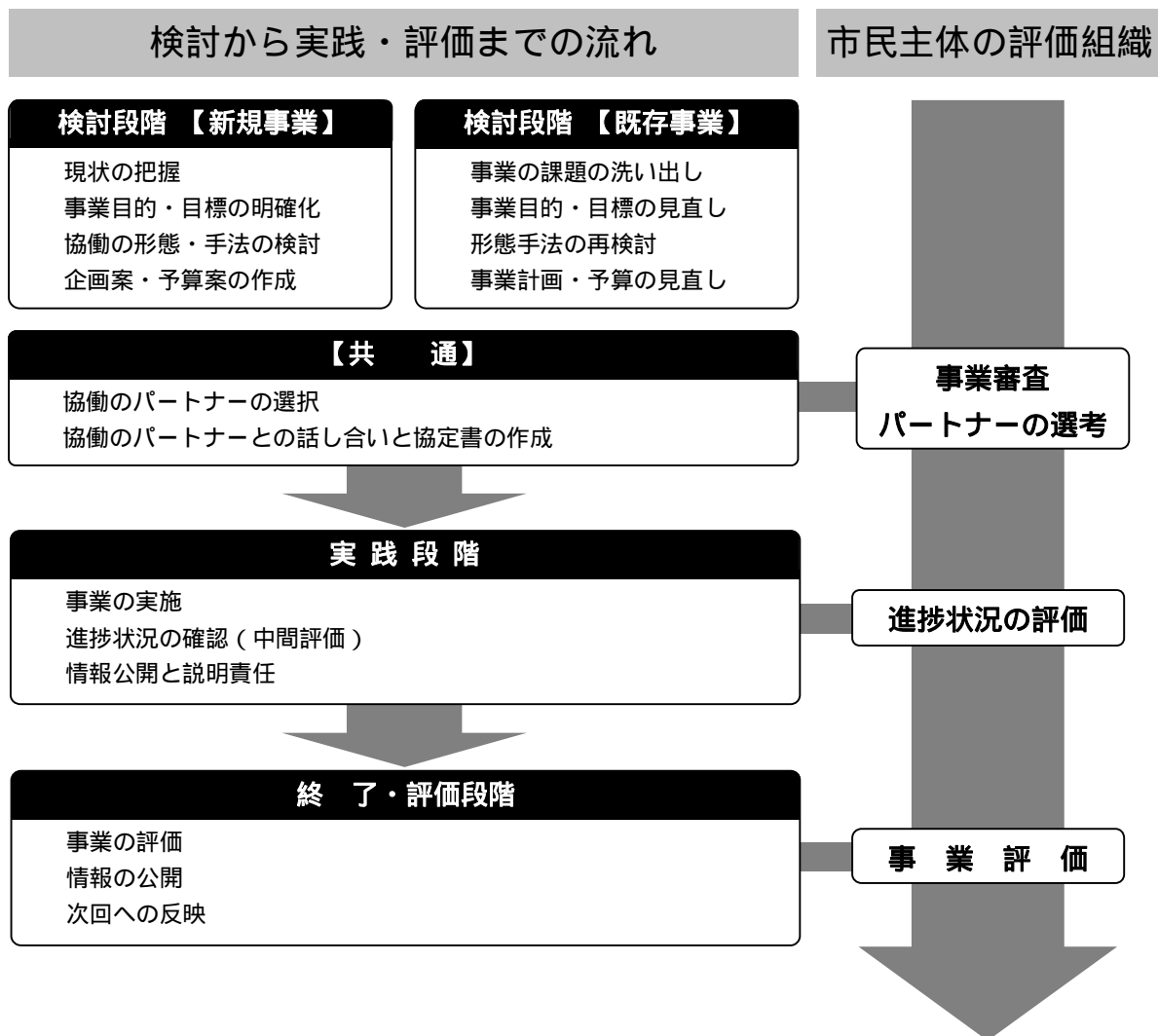
ステップ3は、協働を実践するための具体的な手順をまとめた実務手引きです。

協働の形態や個々の事業内容によって、方法やスケジュールの立て方が異なる可能性があります  
が、基本的な流れを確認しながら事業を進めていくための参考として活用してください。

### 1. 検討から実践までの流れ（既存事業のアレンジと新規事業の企画検討）

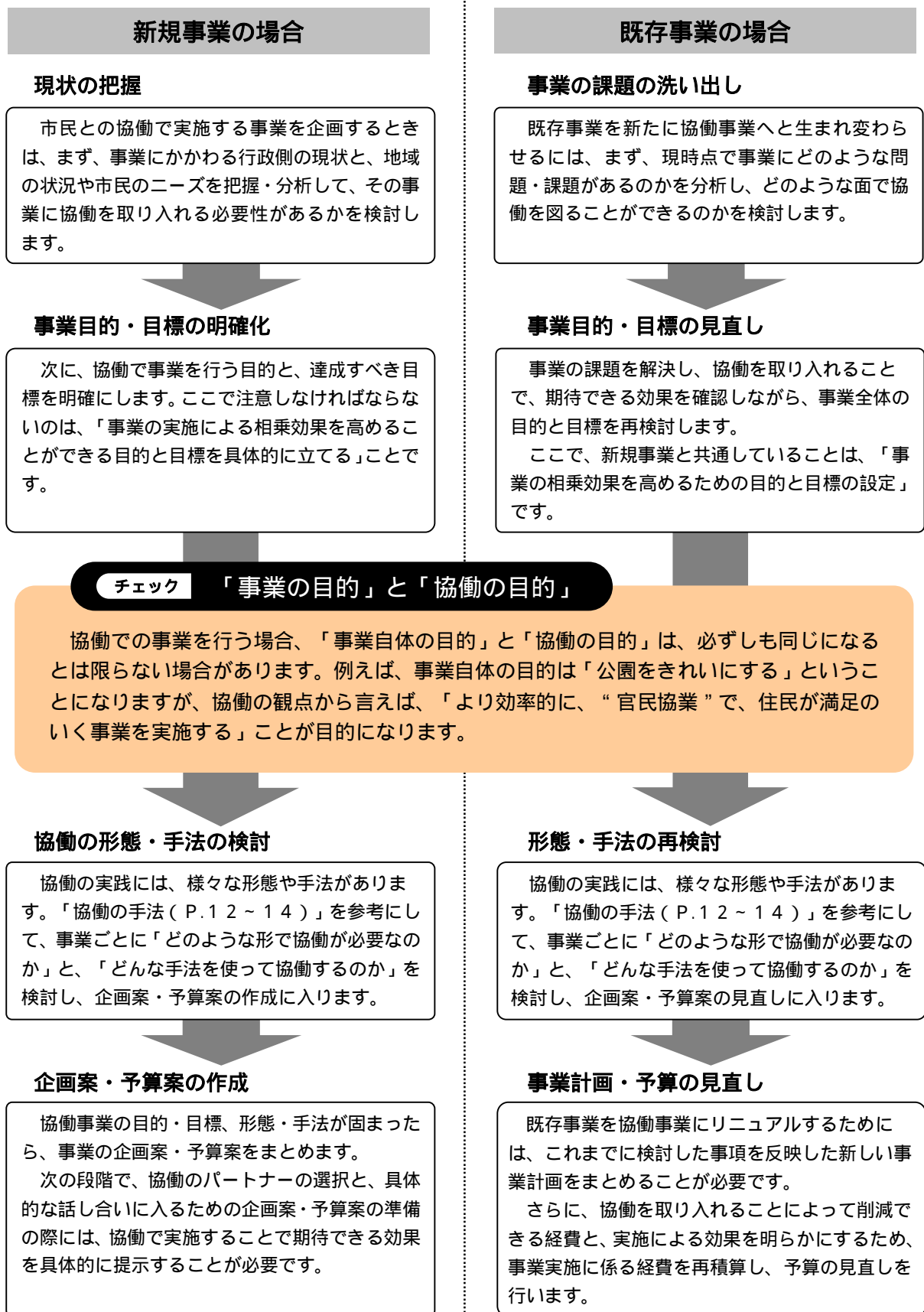
協働事業を検討する際には、まず、既存事業の課題の洗い出しや事業に対する新しいニーズを把握することが第一です。その上で、事業に協働を取り入れる必要性や協働の形態・手法を明確にした企画を検討し、協働のパートナーを選定する準備を進めます。

ここで重要となるのは、「無理に協働を取り入れる必要はなく、協働によって事業効果のさらなる向上が期待できるときに、協働事業の検討を進めていく」ということです。また、各部署で業務の専門性の問題や法的制約があり、協働事業の実践が難しい場合には、日常の業務でできることから協働に取り組み、市民との協働意識を高めていくことを心掛けましょう。



## 2. 検討段階（新規事業 / 既存事業）

検討作業は、概ね以下のような手順に沿って検討を進め、両者の認識の違いによって事業の進行に問題が生じ、その後の事業実施が行き詰まることのないよう、目的・目標・役割分担を明確にして事業の実践につなげていきましょう。



ここからは、新規事業・既存事業ともに共通です。



### 協働のパートナーの選択

協働事業を実践するパートナーの選択に当たっては、事業の形態によって専門的な知識が必要な場合や法的制約、あるいは地域の事情を踏まえて事業を実施しなければならない場合があると考えられますが、まず、できることから始めて、市民との協働意識を高めていくことが大切です。また、パートナーとなる相手との関係を十分に考慮して、明確に事業内容を伝えることに努めましょう。



### パートナーとの話し合いと協定書の作成

協働事業の目的と手法の基礎が固まり、パートナーとの合意形成が図られた場合は、いよいよ具体的な話し合いを行います。事業を実施する目的と達成すべき目標を再確認し、お互いが果たすべき役割と責任を明確にします。また、事業の実施に当たって、市民が納得し、参加しやすい工夫を盛り込めるよう、事業の内容についてさらに議論を深めていきます。

必要に応じて、話し合いによって合意した内容を「協定書」としてまとめます。(P.37～38「協定書の作成例」参照)これは、お互いがやるべきことを文書としてまとめることによって確認し合い、事業を効果的に実施していくための大切な手続きの一つです。



実践段階へ

### 3 . 実践段階

事業企画の検討と、パートナーとの協議が終了したら、次はいよいよ実践の段階です。事業実施の際には、以下のようなことに注意しましょう。

#### 事業の実施

必要な体制が整ったら、いよいよ事業を実施します。事業を実施する際には、協働の基本的な姿勢や、相手方との対等な関係を常に意識して、協働することによって生まれる効果を最大限に引き出すことができるように努めましょう。



#### 進捗状況の確認（中間評価）

事業を実施している中では、対処すべき新しい課題や、事業にかかわる市民の理解を得られないなどの想定していなかった問題が起こらないとは限りません。そこで、事業の進捗状況を「中間評価」として把握し、事業がどのような状態にあるのかを確認しましょう。

この中間評価では、事業の問題点や解決策の妥当性を評価・公開し、広く情報を共有します。また、途中経過を分析して、その事業の効果に矛盾や大きな問題がある場合は、パートナーとの話し合いの場を持ち、事業の見直しや、場合によっては中止することも考慮して、事業の成果をより高めるための適切な運営を協働で行いましょう。



#### 情報公開と説明責任

事業実施と並行して、事業の内容や進捗状況を公表し、協働を実践していることを市民に伝えることも協働の重要なプロセスの一つです。

これは、市の責務として、単に情報を提供するだけでなく、市民と情報を共有し、市政運営やまちづくりのあらゆる面で市民の理解を得るために、わかりやすく説明する責任があるからです。

また、市民との対等な関係を築くためには、これまでのような事後の説明にのみ重点を置くのではなく、政策や事業の計画段階で事前にその内容や必要性を説明することにも留意して、市民の理解を求めていくことが重要です。



終了・評価段階へ

## 4 . 終了・評価段階

協働事業を実施した後の評価は、今後の協働につなげていくための大切なプロセスです。また、事業の成果や得られた情報をしっかりと共有して、新しい協働の輪を広げていくことも協働の大切な取組の一つです。

### 協働事業の評価

事業が終了したら、そのプロセスや成果を振り返り、次回への課題や、別の事業を企画するときの参考となるような反省点を洗い出して、評価・報告書としてまとめます。事業の実施によって得られた成果や、次回事業につながる協働の新しい可能性（提案・アイデアなど）、事業実施にかかわる課題や反省点をまとめ、お互いの事業へ反映させるためには、この最終評価が非常に重要です。

また、評価は行政側だけではなく、パートナーも同時に事業評価を行い、お互いがしっかりと事業を振り返って、今後の協働事業に反省点や成果を生かすことも大切です。

### 情報の公開

事業の実施と終了を公開し、事業の実施によってどのような成果と問題点があったのかを明らかにします。パートナーとの関係も重要ですが、まだかかわりのない市民に対しても、しっかりと説明責任を果たし、市民の視点でわかりやすく伝えるように心掛けましょう。

### 次回への反映

事業の実施・終了・評価が、協働実践の最終地点ではありません。その事業にかかわったことで得られた成果や生み出された協働のエネルギーは、協働に対する個人の意識向上と組織や団体全体の意識改革につながります。

事業実施の経過と成果をしっかりと振り返って、次回の事業を企画・実施する際に、得られた知識やノウハウを最大限に生かしていきましょう。

#### チェック 説明責任

市は、市政運営やまちづくりのあらゆる面で理解を得るため、市民に対して施策や事業内容をわかりやすく説明する責任があります。

また、これまでのように、事後の説明だけではなく、政策や事業の計画段階の早い段階で、事前に内容や必要性を詳しく説明して、市民の理解を求めよう努力することが必要です。



## 5 . 協働の実践事例

ここでは、本市庁内の協働の取組や、国内・海外で実施された様々な協働事業の具体的な実践事例を紹介します。実際に協働事業を検討する際には、以下の事例を参考にして協働のイメージを膨らませましょう。(資料編P.46～52 本市庁内の協働事業の取り組み状況(手法別)参照)

### 《本市庁内の事例》

#### 災害予防・応急対策事業(総務課危機管理係)

【分野】防災

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市内各地区自主防災会

【協働の手法】共催

私たちのまわりで災害が発生した時には、市は関係防災機関と共に全力を挙げて防災活動を行います。同時多発的な災害が発生し、市内全域に被害が及んだ場合には十分な対応ができないことが予想されます。

このような時に頼りになるのが「自主防災会」であり、市では、自主防災会結成の促進や必要な資・器材の配備、災害図上訓練や地区の防災訓練の支援といった育成・強化に取り組んでいます。

本市の自主防災会は、区・公民館を単位として組織化されていますが、平成21年3月1日現在で全92区・公民館に対して65の自主防災会が結成されており、それぞれの組織において災害図上訓練や防災訓練などを開催しているほか、市の総合防災訓練時には行政と地域が連携した訓練を盛り込むなど、その連携の強化を図っています。

大規模災害から市民一人ひとりの貴重な生命・身体・財産を守るために、行政と地域がそれぞれの特性を理解し合い、協調することで、防災や減災に取り組んでいく有意義な協働の構造と言えます。

#### 花かおる市役所に(契約管理課管財係)

【分野】環境美化

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】県造園緑地協会日向支部加盟7社

【協働の手法】協力・協定

市役所を訪れる市民に憩いの場を提供し、心安らぐ空間を楽しんでもらえるように、庁舎周辺には木々や花壇を配置しています。その花壇のうち、庁舎正面玄関前に配置している花壇は、平成3年の市制施行40周年を記念し製作された御影石製の三角すい状の大型彫刻を展示した円形花壇となっており、庁舎東側に広がる空間の代表的なモニュメントとなっています。

その花壇に年2回ほど行う季節の花の苗の植栽については、12年頃から管財担当職員が直営で植栽作業を行い、16年頃からは管財担当職員と他の市職員が昼休みの合間に植栽作業を行うようにしていましたが、作業に伴う細やかな資材の準備や経費、作業人数の調整、昼休みの短時間作業による仕上がりなどの課題もありました。そのような中、19年に宮崎県造園緑地協会日向支部加盟7社から、協会員の地域貢献活動の一環として花壇に植える花の苗の植栽作業へのボランティア協力の申し出がありました。以後、協会員の持つ専門性の高い技術により年2回ほど植栽作業の協力が行われており、特に、春先には色鮮やかな花が整然と咲き誇り、市役所を訪れる市民を楽しませてくれています。

#### 国際交流まちづくり推進事業(市民協働課市民協働係)

【分野】国際交流

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市国際交流まちづくり推進協議会・国際交流市民グループ「すくらんぶる」

【協働の手法】共催・協議会

市民に国際理解と国際親善を深めるための情報を提供するとともに、国際交流に関する事業の推進を図ることを目的として、国際交流まちづくり推進協議会を設置しています。

平成17年度までは行政主体の組織でしたが、18年度にすべての委員を国際交流活動の経験がある市民に改選したところ、市民に密着した国際交流イベントなどが開催できるようになり、徐々にその輪が大きくなりつつあります。イベントなどの企画は、行政主導とならないよう協議会で十分な協議を行い、さらに協働の相手方である国際交流市民グループ「すくらんぶる」と連携を図りながら決定しています。行政・協議会にとっては専門性のある人的支援を受けられ、「すくらんぶる」とっては予算の側面的支援を受けられるなど、イベントなどを協働で取り組むことで、お互いの弱点を補い合えるというメリットが生まれ、事業内容にも幅が出てきました。

既存の組織を今一度見直してみることも、協働につなげる第一歩ではないでしょうか。

## ひまわり基金事業・市民活動団体リーダー養成事業（市民協働課市民協働係）

【分野】人材育成

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市ひまわり基金事業推進協議会・KOKUAネットワーク協議会

【協働の手法】委託

市政40周年の平成3年、本市のまちづくりのリーダーを養成する目的で開塾した『ひまわり塾』は、17年度に役目を終え、その幕を閉じましたが、15年の間に238人が修了し、卒業生は様々な分野で活躍しています。財政的な問題もあり廃止した事業でしたが、卒業生から何らかの形で復活させたいとの声が上がリ、協議を重ねた結果、19年度から「ひまわり基金事業」の「市民活動団体リーダー養成事業」として復活することになりました。

協議の中で一番問題となったのが、当課は様々な課題を抱えており直営事業では困難ということでした。協議の末、ひまわり塾OB・OGのメンバーで構成し、リーダー養成事業に精通している「KOKUAネットワーク協議会」が、委託という形で引き受けることになりました。

KOKUAは、市民活動団体の強みを生かし、市内の様々な団体と協力して事業を行い、受講生の養成と同時に、市内の市民活動団体のネットワーク強化に寄与するなど、期待以上の成果をあげてくれました。しかし、問題もありました。KOKUAのメンバー全員が仕事を持っており、十分な業務の時間が取れないという点です。KOKUAのメンバーもその克服に向けて努力を重ねてきましたが、協議の結果、21年度から協議会直営で事業を推進していくことになりました。2年間の委託でしたが、任意のボランティア団体に委託したメリットとデメリットの検証ができたという点で成果があったと言えます。

## 市民まちづくり支援事業（市民協働課市民協働係）

【分野】まちづくり支援

【協働の形態】市民主導

【協働の相手】市民活動団体・地域コミュニティ

【協働の手法】補助

平成17年度までイベントや市民活動系の補助事業や委託事業については、一般財源や市独自の基金事業を投入して実施してきましたが、現在の厳しい財政状況の中では新たなイベントなどへの支援は難しく、また、地方分権時代の中にあつては、「市民との協働」による活力あるまちづくりが必要不可欠となっていました。一方では、補助金の既得権化や硬直化が見られ、さらにはマンネリ化など費用対効果の薄い事業も散見されるなど、必ずしも補助金を有効活用しているとは言い難い側面もありました。

そこで、市民主体による元気で活力ある「協働のまちづくり」を推進するために、市民活動団体などが自由な発想で自らが主体となって行う企画提案事業を募集し、市民と行政で組織する審査会の公平な審査を経て事業を採択・実施するという、提案公募型の「市民まちづくり支援事業」を18年4月に新設しました。

初年度は、一過性のイベント系事業が多く見られましたが、19年度に「地域づくり系事業」枠を新設したことや市民の協働意識の高まりから、通年の地域づくり事業の提案が徐々に増加してきています。また、21年度には「地域づくり系モデル事業」を新設し、地域づくり事業の割合をますます高めていきたいと考えています。

当初、この制度の是非を問う声もありましたが、全国的な広がりを見せている協働の手法のひとつである提案公募型制度は、本市にすっかり定着した感があります。

## 男女共同参画社会づくり啓発事業（市民協働課男女共同参画推進係）

【分野】男女共同参画

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会

【協働の手法】委託

本市の男女共同参画社会づくりへの取組は、平成13年に男女共同参画社会づくり推進ルーム（愛称「さんびあ」）を開設し、市民や団体などの活動を支援してきましたが、その実現を阻む性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、家庭や地域生活などのあらゆる分野に依然として根強く存在しています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮して、自分らしくいきいきと生きられる社会を実現するためには、家庭・地域生活などのあらゆる機会を通じて、市と市民とが協働して男女共同参画概念の定着と深化を図るための意識啓発に取り組んでいく必要があります。

そこで、市では、男女共同参画の意識啓発事業に様々な分野の市民や市民団体などが主体的に取り組むことで、より効果的な実施が期待できることから、講演会や交流を通じて学習する「ひまわりフォーラム」の開催及び男女共同参画を身近な生活の中から学ぶ機会を提供する「出前講座」の実施を、19年度から「さんびあ」利用登録団体などで構成する「日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会」に委託しています。

現在、市民主体の実行委員会形式による「ひまわりフォーラム」や、地域の団体・グループなどからの依頼に応じて協議会から講師が出向く「出前講座」に多くの市民が参加し、男女共同参画社会づくりの取組を市民との協働で推進しています。

## 成人式（生涯学習課生涯学習係）

【分野】生涯学習

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市成人式実行委員会・青年団

【協働の手法】共催・実行委員会

成人式は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励まし、式典を参加者の青年教育を考える上でのきっかけとして、地域づくりへ寄与する人材を育成することを目的として、行政が主体となって開催されてきました。ところが、少子高齢化、核家族化など社会状況や青少年を取り巻く状況が変化中、「成人の日」記念行事に対する考え方も変化し、式典の在り方について協議した結果、平成13年の成人式から成人式実行委員会主催として成人式式典を開催するようになりました。

本市での成人式実行委員会の内容としては、成人式開催の約3か月前に成人式の案内通知と合わせて実行委員を募集し、それにより集まった新成人を中心に実行委員会を組織しています。実行委員会の組織は、新成人、市青年団連絡協議会、市担当者、また、前年に実行委員であった者など、例年約15人程度で構成しています。また、実行委員会の役割として、新成人には実行委員会委員長などの会役員や、「司会」、「成人の誓い」など式典中の式事を中心に担ってもらい、青年団には裏方的な立場で式典当日までの準備などをサポートしてもらっています。市としては、委員会での新成人の意見や要望などを成人式の趣旨に沿うように調整し、実行委員会方式を採用することにより、市、市教育委員会との共催という形で成人式を開催し、若者の慣例や前例にとらわれない新しい発想を取り入れ、今まで行政主導で行われ形式的となりがちであった成人式を、市民が主役となる「市民との協働」の式典にしています。

## 市美術展覧会（文化スポーツ課文化振興係）

【分野】文化・芸術振興

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市美術展覧会実行委員会

【協働の手法】共催・実行委員会・委託

市美術展覧会は、平成20年度までに29回を数え、広く作品発表の場と鑑賞の機会を提供し、市内の美術文化水準の向上を図ることを目的とした市の事業です。市内美術関係各団体の代表及び一般市民から実行委員会を組織し、運営を行っています。

以前は市が主体的に取り組んでいましたが、19年度は市文化連盟へ、20年度は財団法人日向文化振興事業団へ事務の委託という形で開催しています。特に財団は、本市及び東白杵郡南部町村圏における文化・体育の振興及び交流を図ることを目的とした団体であり、その存在目的を果たす意味でも自ら積極的に市美展にかかわっているということになりました。

市の文化の中心である市文化交流センターの管理運営を行っている財団が事務局を担い、一般市民で構成する実行委員会が運営することにより、観覧者の増加や期間中の会場使用の柔軟な対応など、今まで以上に市民に身近な美術展になってきており、専門性と機動力を生かした協働の好例と言えます。

## 子どもの松原再生プロジェクト in 伊勢ヶ浜（環境整備課環境政策係）

【分野】環境保全・子どもの健全育成

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】造林関連企業・堀一方区・サーファーズクラブ・県緑花木生産組合青年部  
市関係課

【協働の手法】共催・実行委員会

「子どもの松原再生プロジェクト」とは、松枯れ被害などにより松がなくなった海岸に、もう一度松を植えることを通して、児童・生徒や地域の住民による松原に親しむ環境教育の機会をつくり出すことを目的として、(財)日本緑化センターが展開している事業です。海岸の松林は、塩害や津波の防波堤などの役割を担っていますが、これらを広く周知してもらうために、様々な関係団体・個人が協働により実施しています。

このプロジェクトの発起人は、市内の造林関連企業で、本市建設課が相談を受けるところからスタートしました。その後、主管課を環境整備課、関係課を建設課、市民協働課、観光振興課、農林水産課、まちづくり政策課、学校教育課とするプロジェクトチームが立ち上げられ、また、行政だけではなく、市民参加の実行委員会も設置され、植樹の場所を伊勢ヶ浜とするなど、様々な課題について協議を重ねていきました。さらに、当日の植樹に向けて、伊勢ヶ浜の下草刈りや植栽位置のマーキングなどの作業が市民主導で行われ、植樹の日を迎えました。

平成20年2月、造林関連企業、堀一方区住民、サーファーズクラブ、県緑花木生産協同組合青年部、市職員など約500人が集まり、松苗木1,500本の植樹を行いました。植樹に参加した市民からは、「自分で植えることで、愛着が湧いた」、「またこういう活動に参加したい」といった感想が多く聞かれました。

専門性のある企業からの提案を行政側が真剣に受け止め、さらに松林や海岸に直接関係している市民も参画して実施されたこのプロジェクトは、お互いの利害がうまく噛み合った協働の実例と言えます。

## つどいの広場事業〔地域子育て支援拠点事業〕（こども課支援係）

【分野】子育て支援

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】NPO法人 こども遊センター 【協働の手法】補助

近年の少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能の低下が問題となっています。また、その影響で子育て中の親には、「密室育児」による孤立感、閉塞感をもたらし、子育てへの不安や精神的負担感を増大させており、その結果、我が子を虐待に至らしめるケースにもつながりかねないなど、子育てへの負担感の解消を図ることが喫緊の課題となっています。

このため、市では主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらす、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であることから、その機能を有するつどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）を実施しています。

市が空き店舗対策事業として実施していた「まちかど交流クラブきてん」において、平成16年度にNPO法人こども遊センターがつどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）を開設しました。その後、日向商工会館の移転新築に合わせて19年度から同会館1階市民交流プラザに移転し活動を行っています。

子育てへの不安や精神的負担感を取り除き、子育て中の親を支援していく上で、行政だけでは手が届きにくい細やかな支援について、専門性を持ったNPO法人が主体となって運営し、行政が補助していくことは、全国的にも広く浸透している典型的な協働の実例と言えます。

## 日向ひよっこ夏祭り（観光振興課観光振興係・観光協会）

【分野】イベント・観光振興・情報発信 【協働の形態】双方同等

【協働の相手】日向ひよっこ夏祭り実行委員会 【協働の手法】共催・実行委員会・補助

日向ひよっこ夏祭りは、市民相互のコミュニケーションの輪を広げ、本市の活力ある地域づくりの推進に寄与するとともに、市外から多くの踊り手・観客を誘致することにより本市の経済・観光及び文化の活性化を図り、合わせて「ひよっこのまち日向」を全国に向けて情報発信することを目的に、例年8月の第1土曜日に開催しています。

2008年第25回日向ひよっこ夏祭り実行委員会は、総勢90人の様々な職種・性別・年齢層の実行委員で構成されています。

また、祭りの準備・運営に当たっては、きめ細かい活動ができるように、6つの専門部会（総務、パレード、グッズ・HP、講習、喜楽、25周年）を設置しています。踊り手や観客の多様なニーズに対応するため、各専門部会で何度も検討会を実施し、実行委員会に提案・決定することにより、祭りの充実を図っています。

実行委員会の事務局は、社団法人日向市観光協会にあり、協会職員と市観光振興課職員が事務局員となって、実行委員会と協力して祭りを運営しています。

1984年第1回夏祭りでは、31団体約400人の踊り手が参加しましたが、2008年第25回夏祭りでは、80団体約1,600人の参加となっており、毎年祭りへの参加者が増え続けており、名実ともに市の一大イベントになっています。踊り手が24年の歳月をかけて4倍に増えたこととなりますが、そこまでは様々な変遷がありました。

大きな転機となったのは、実行委員会の見直しです。平成10年（1998年）までの実行委員会は、主に市内商工・市民活動団体などの長で構成されていましたが、11年（1999年）、市のまちづくりリーダー養成事業『ひまわり塾』の卒業生が新たに実行委員として加わりました。また、翌年には新たな若手の卒業生が、さらにその卒業生の友人が加わっていくなど、その輪は徐々に大きくなっていきました。

それに伴って、事務局のあり方も変わっていきました。卒業生が加わる前までは、事務局が祭りの企画提案を行い、実行委員会で協議するという行政主導のスタイルでしたが、卒業生から「自ら企画したい」という声が上がると、その後、企画立案は実行委員に任せるというスタイルに変更。そこから、行政にはない新鮮で柔軟なアイデアが次々に生まれていきました。そして、実行委員のやる気も出てきました。

“卒業生”という機動力のある人材が加わったことと、行政主導から民間主導にチェンジしたことが、この祭りの成功につながっていると言えます。



公募で決定しました。これも実行委員のアイデアです。

2008 日向ひよっこ夏祭り  
新キャラクター

## 市景観計画策定事業（まちづくり政策課都市景観係）

【分野】景観保全・整備

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】細島区長会・細島東部住環境整備促進協議会・NPO法人新生ひむか公社  
市漁業協同組合・細島宝島会・市歴史観光ボランティア平兵衛さんの会  
地区住民

【協働の手法】協議会

市では、国が「景観法」を制定したのに伴い、市の景観づくりの考え方を明らかにし、その実現に向けて、市民、事業者及び行政との協働による景観まちづくり活動の指針として、「市景観基本計画」を策定しました。

この基本計画では、景観づくりにおいて優先的に規制・誘導を図る地区を景観形成重点地区として、市内5地区を選定しており、順次景観法に基づく規制・誘導を図り、良好な景観の保全、整備を図ることとしています。

最初に取り組む地区として、市の海の玄関口で、古来より天然の良港として栄え、歴史的な建造物も多数残存し、歴史・文化的景観としての価値の高い「細島地区」を取り上げることとしました。

景観まちづくりに当たっては、市民、事業者及び行政が協働して、計画的にそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。とりわけ、身近な街並み景観の整備に際しては、市民生活や日常的な社会経済活動と密接に関連することから、景観形成の主体は市民にあると言っても過言ではありません。

これらのことから、細島地区住民の方に、景観づくりの必要性を認識していただくための第一歩として、「細島地区景観まちづくり協議会」を立ち上げました。

平成20年度の協議会の活動としては、まちの特性を把握するために、細島小学校の児童と合同での“まち歩き”やワークショップを実施しました。また、21年度は、細島の良好な景観の保全と生活の営みの拠点としての特徴のある景観づくりのために、協議会と景観に関する協議を重ねながら、細島地区独自の景観形成のルールづくりに取り組んでいく予定です。

## 図書館事業・行事（図書館図書館係）

【分野】学術・文化振興

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】図書館ボランティア「友の会」

【協働の手法】協力・協定

平成9年1月に市立図書館が春原町に移転オープン。図書館運営にボランティアの必要性を感じ、また、お手伝いしたいという利用者の声もあり、図書館ボランティア「友の会」が同年10月1日に結成されました。以来、図書館と協働（相互協力）しながら、子育て支援に関する取組、特に乳幼児・児童を対象にした読書活動を推進してきました。現在の「友の会」の会員数は39人で、「友の会」と図書館が協働で行っている事業は次のとおりです。

毎年春と秋開催の「としょかんまつり」（古本市、おはなし会、紙芝居、手作りコーナー、わらべ唄であそぼう）毎月3か月児健診時に赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本などを手渡し読み聞かせを実施している「ブックスタート」、館内で毎週実施している乳幼児・幼児・小学生を対象とした「定例おはなし会」や各幼稚園・保育所等で行う「読み聞かせ」などがあります。これらの事業は、協働で実施することにより、内容に変化を持たせられ、乳幼児・児童や保護者の方も参加しやすく、運営が円滑に進められています。

「友の会」は、他団体や他市のボランティアグループとの交流・情報交換、また、メリーゴーランドの名称で定期的に素話の会・手遊び・朗読・紙芝居などを行うとともに、スキルアップを目的とした勉強会・研修会を実施し、その中で後継者の育成も図られています。さらに、植栽など図書館内外の美化活動を行い、良好な学習環境の維持を図っています。（19年度は、年間397回事業に参加）

図書館と「友の会」が協働することにより、利用者に対し、親しみやすい安心できる図書館づくりが進められ、より質の高いサービスが提供できます。「友の会」は、現在の図書館事業の円滑な運営に、なくてはならないパートナーです。

## 《 国内の事例 》

### 道路普請事業（大阪府河内長野市）

【分野】道路整備  
【協働の相手】地域住民

【協働の形態】双方同等  
【協働の手法】共催・補助

幅員が1.5mで未舗装、車のすれ違いが困難、農地に乗り上げる車が頻出するなどの問題が多い府道（約660m区間）の整備について、地元自治会が府に改修要望を提出しましたが、1日の通行量が20台程度だったため、財政難の府では予算確保が難しい状況にありました。

そこで、府の職員が地元との協働による「道づくり」を提案し、「自分たちが使う道なので、喜んで参加したい」という地元住民との協議を重ね、事業を実施することになりました。

改修工事に当たっては、地元農家を中心に60～70歳代の住民が参加し、府の職員も作業員として加わりました。経費については府が原材料費を拠出し、地元の住民は労働力や農機等の提供で貢献、通常は1,000万円程度かかる工事費が150万円まで削減されました。

このような事例は、経費削減につながっただけではなく、住民と行政職員が対等な関係で貢献し合った、協働の実例と言えます。

### 岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”（岐阜県岐阜市）

【分野】環境美化・ゴミ問題  
【協働の相手】市民活動団体・企業など

【協働の形態】双方同等  
【協働の手法】共催・協定（覚書）

公園・河川・駅前・繁華街などの環境美化のため、市民活動団体・町内会・企業などと市が協働で美化活動を行っている事業です。実際に活動する団体に対しては、市が保険料を負担、活動する地域には団体名入りのサインボードを設置し、地域のポイ捨て予防に役立てています。

市民活動団体が活動を始める際には、市と覚書を交わして、活動内容やゴミの処理方法などを確認、実施後は、年度末に活動報告書を提出することになっています。

“ぎふまち育て隊”では、一般的なアダプト・プログラム（公共施設・空間における清掃活動）の他に、公共空間の管理を念頭に置き、企画段階からの参画を目指した「創造型アダプト・プログラム」や、まちのシンボリックな文化財などを清掃・整備する「文化型アダプト・プログラム」を設けています。

### NPO協働推進事業／地域シニアIT人材の育成（岩手県）

【分野】IT関係・人材育成  
【協働の相手】NPO法人

【協働の形態】双方同等  
【協働の手法】事業協力（提案）・委託

NPOの持つ専門性や柔軟性、地域性を取り入れることで、行政サービスの質の向上やNPO活動の活性化を図り、政策形成段階からのNPOとの協働推進を目的とした事業です。

NPOからの事業提案を公募方式により募集し、県とNPOとの協働のパイロット事業（先導的な事業）としてふさわしい事業を選定して、該当するNPOに委託、実施しています。

その一つである「盛岡広域圏シニアIT人材育成講習会等開催事業」は、高齢者を対象に講習会を開催し、パソコン技能習得の機会を持つとともに、「パソコン何でも相談会」を開催し、シニアによるシニアのためのIT人材育成を行うというものです。県が推進する地域IT化の中で、IT弱者と言われる高齢者のIT利活用促進を図るこの事業は、提案者であるNPO法人いわてシニアネットが主体となり、県や関係市町村との役割分担の基に実施されています。

県の事業であることから、広報の方法に関するアドバイスや、関係機関との連携がスムーズに図られ、関係市町村の間では、新たにパソコン教室の共催や講師・サポーター派遣が実施されるなど、行政との協働が進んでいます。また、IT講習に必要な独自のノウハウを団体が持っていたことから、高齢者の理解度に合わせたきめ細かな対応が図られ、参加者の満足度が高まりました。

県民、NPO、県との協働によって高い事業成果が得られた事例です。

## 移動制約者の外出介助サービス事業（神奈川県大和市）

【分野】福祉

【協働の形態】市民主導

【協働の相手】NPO法人

【協働の手法】協定・助成

障がい者や高齢者などの外出時の困難・不安の解消や、社会参加の促進を図ることを目的に、NPO法  
人と行政が協働で、福祉車両を使用した外出介助サービス事業を行っている事例です。

平成15年度までは市が活動を助成していましたが、団体が「みんなで進める地域福祉特区」の事業主  
体となり、16年度には市と協働事業の協定を締結。協定に基づいて、市から福祉車両の保管場所の提供  
や会議室の使用、あるいは負担金や利用の一部助成による支援が行われています。

現在、市内で4団体が福祉有償運送の許可を得てサービスを提供しており、新しい公共のあり方を示す  
活動事例として、他地域のモデルとなっています。

## ひがしなだ子育てサークルネット（兵庫県神戸市）

【分野】子育て支援

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市民活動団体

【協働の手法】共催

東灘区は、転入者が多く、子どもの数も他区に比べて非常に多いという環境にあり、また、外部からの  
転入者は、近隣とのコミュニティもまだできていない上、4歳未満の子どもを持つ母親は、子育てのため  
に外出することもままならない生活を余儀なくされていました。

そこで、平成14年に子育てサークルと行政の呼びかけで、区内で活動するサークルが一堂に会する交  
流会が開かれ、それらの課題・問題点を解決していこうという機運が盛り上がり、「ひがしなだ子育てサ  
ークルネット」が設立されました。

16年9月からは区役所内に事務局を設置し、孤立しがちな母親を支援していくことを目的に、サーク  
ル間の情報交換を行うサークル交流会や、外出機会の少ない母親同士の交流のきっかけづくりとなる親子  
交流会の開催、子育ての悩み相談受付などの活動を行っています。

## ぶなの森自然学校（北海道黒松内町）

【分野】体験学習・人材育成

【協働の形態】双方同等

【協働の相手】市民・NPO

【協働の手法】委託

地域の自然を生かした町おこしのため、NPO・行政・企業などが連携・協働して、自然体験型学習プ  
ログラムや人材育成事業、地域交流事業を行った事例です。

北海道黒松内町では、民間の「まちづくり推進委員会」から21世紀を見据えたまちづくり構想として  
「ブナ北限の里づくり構想」が提唱され、平成元年から本格的にスタートし、「ブナセンター」をはじめ  
とする、里作りの核となる交流施設が整備されました。町営博物館である「ブナセンター」は、都市との  
交流促進の中核施設として設置され、ブナ里における自然調査研究や自然環境体験学習プログラムの開  
発、野外活動の指導者の人材育成などの活動を実施しています。この活動を進める過程で、施設を利用し  
ていたNPO（後に法人化）との接点生まれ、人材育成の活動を特化させる形で「黒松内町ぶなの森自  
然学校」が誕生しました。

「黒松内町ぶなの森自然学校」は、設立を黒松内町が行い、運営は任意団体である「ぶなの森自然学校  
運営協議会」に委託しているのが特徴で、運営協議会は、町内外の関連団体の代表者や環境教育を実施し  
ている団体関係者によって組織されています。

事業の実施に当たっては、ブナセンターが、設立当初からの継続的な取組を生かした調査に当たり、プ  
ログラムを具体化するノウハウを持つ運営協議会が、具体的に事業を展開するという関係にあります。

お互いの専門性を生かした役割分担によって、協働事業を実践している事例です。



## 《 海外の事例 》

### 街区整備事業（米国・ワシントン州シアトル市）

【分野】環境・街区整備  
【協働の相手】市民・NPO

【協働の形態】市民主導  
【協働の手法】事業協力・補助

#### 「ヒルサイド・ガーデン」プロジェクト

市内のある地区の土手状の土地が、不法投棄などで荒れ果て、近所の人たちが困っていました。そこで、地区住民の発案で「マッチングファンド」を利用した整備事業を行いました。

市は、材料費拠出（1万ドル=約110万円）で貢献し、地区住民は、ボランティア労働で同等の貢献を果たしたという、官民一体の街区整備の事例です。地域課題の解決により住民満足度が向上し、高い効率性が得られました。

#### 緑のまちづくりプロジェクト

住宅地の美化を植樹によって進めるに当たり、市が植樹用の木に係る費用を負担して、植える作業は住民が行ったという事業です。

地区には街路樹がなく、「木を植えたい」と考えた女性がボランティアを募り、市から提供された樹木1,200本をボランティアがトラックを使って家々の前に置いて行き、地区の住民が総がかりで植樹しました。一日で1,200本の樹木のすべてが植えられ、夕方には緑豊かな潤いのある地区に劇的に変わりました。市は、植樹作業に必要な経費を住民の自主的な貢献によって削減することに成功し、加えて地区住民の満足度を高めることができました。

市民が自分たちのために一生懸命になると、行政が多額の予算をかけなくても目的を達成できるという絶好の例です。

### グラウンドワーク・トラスト（英国）

【分野】環境整備・地域活性化  
【協働の相手】住民・企業など

【協働の形態】双方同等  
【協働の手法】協議会・補助

「住民」、「企業」、「行政」の三者が、常勤スタッフのいる地域組織をつくるなどパートナーシップを組み、地域の身近な環境（グラウンド）を整備・改善（ワーク）する運動です。国の機関である田園地域委員会が、1980年代の初めに実験的に導入しました。

衰退が進む大都市周辺部の放棄地や悪化した環境を、野生の動植物や野外レクリエーション、農業生産、さらには、コミュニティのための空間として再生させることを目的に実施し、後にこれが行政と企業、住民の三者によるパートナーシップの仕組みの開発につながりました。

グラウンドワーク・トラストは法人格を持ち、各地に事務所を設置して活動に当たっています。税の優遇措置の対象となり、設立から6年間は、国、地方自治体、企業などが補助し、独自の収益事業を行うことにより、不足分を補完するという仕組みです。公益性とビジネス性を兼ね備えた中間団体として、自治体からは一定の距離を置いています。

1999年までに、イギリス国内で設立されたトラストは43か所、有給スタッフ約750人、年間の実施プロジェクト約4,000件という規模にまで拡大しました。



# 協働のまちづくり推進プログラム

## 1. 本市の現状と課題

本市は、平成19年3月に「市民との協働」と「地域力の活用」を基本理念とする「新しい日向市総合計画」を策定し、さらに、同年11月には、協働のまちづくりについて市民と行政が同じ方向に向かって進めるよう、共通の手引書として「日向市協働のまちづくり指針」を策定しました。

冒頭の「ガイドブック策定の目的」でも触れたように、これからの本市は、市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合う、協働のまちづくりの実践によって、地域の特徴を生かした市民主体の地域社会の実現を目指しており、協働のまちづくりを市政運営の基本とするため、全庁的な取組を始めています。

市においては、これまで、市民と行政との協働のまちづくりを推進するための研修会や市民講座の実施、附属機関・審議会などの委員やパブリックコメントの公募など、協働のまちづくりに対する意識を醸成するための取組を推進してきた結果、以前に比べて市民との協働を模索する動きも見られるようになり、一定の成果も出てきています。

また、一方の市民側の現状については、全国的に市民の社会志向や社会貢献への意識が年々高まっている中、本市においても、それぞれの能力や知識をまちづくりに生かそうとする主体性のある市民が増えてきており、市内に拠点を有するNPO法人数も平成19年までは6団体だったものが、平成20年には10団体となり、公益活動やボランティア活動は以前にも増して活発になってきています。しかし、まだまだ協働のまちづくりに対する理解が十分とは言えず、自らが行政に代わる公共サービスの新しい担い手であるという意識や考え方は、浸透していないのが現状です。

平成17年6月に行った「市民と行政との協働推進のための職員研修・協働のルールづくりワークショップ」では、次のような協働推進上の課題が挙げられています。（注 既に改善された課題も含まれています。）

### 行政の課題

#### 【意識・認識】

- 職員の協働に対する理解度が不十分である。
- 協働を“安上がり”の手段としてとらえる傾向がある。
- 市民に対する理解、認識、信頼感が十分とは言えず、協働の相手ととらえていない。

#### 【庁内体制など】

- 協働を推進するための考え方や方針が定まっていない。
- 協働を推進するための庁内体制やシステムが整っていない。
- 協働にふさわしい事業等の検討が必要である。
- 協働を視点とした既存の事業等の見直しが必要である。
- 行政と市民との役割分担の明確化が必要である。

## 市民の課題

### 【意識・認識】

自治意識や行政との協働に対する理解・認識が低い。

### 【組織の基盤】

活動資金が不足しており、経済的に自立することが難しい。

会員自体や必要とされる専門技能を持つスタッフなどの人材が不足している。

専門家や行政職員などとのネットワークが不足している。

専門性を高めるための研修の機会が少なく、人材の育成が困難である。

活動拠点の確保が困難である。

団体の情報発信・処理能力が高いとは言えない。

他団体や行政との情報交流・ネットワークが少ない。

資源を生かし、活動を効率的に機能させるためのマネジメントに欠けている。

## 行政と市民の課題

行政と市民との情報共有の場、手段（仕組み）がない。

協働の相手であるNPO法人などが市内に少ない。

市民の活動を促進する活動拠点が整備されていない。

協働に関する制度・システムが整備されていない。

## チェック NPO法人の推移

NPO法人は、平成20年10月1日現在、全国に約3万5千法人、県内では257法人が存在します。割合から考えると、本市には15法人ほどあってもよい計算になりますが、実際には10法人（市内に主たる拠点を有する法人）にとどまっています。しかしながら、20年度に入り4つのNPO法人が産声を上げており、今後も増加していくものと期待しています。

### 【推移】

平成	15年	16年	17年	18年	19年	20年
年別設立数	3	1	1	1	0	4
累計	3	4	5	6	6	10

（注 「従たる事務所」を設置している1法人は除いています。）

資料編P.43～45に「本市のNPO法人」を掲載しています。

## 2. 本市のこれまでの取組

平成18年2月の東郷町との合併を契機として、同年4月、市の組織改編が行われ、協働のまちづくりを推進するために市民協働課が設置されました。また、市長マニフェストに基づき、「日向市行政改革大綱」や生活環境部の部局経営方針において「市民との協働の推進」が掲げられ、平成19年3月に策定した「新しい日向市総合計画」では、「市民との協働」が基本理念の一つとして明確にうたわれるなど、少なくとも平成28年度までの約9年間は、この方針に基づいて市政を推進していくこととなります。

それでは、これまでにどのような取組がなされてきたのでしょうか。ステップ1「協働のまちづくりの基礎知識」の中で「行政の役割」を示しましたが、その役割に対する主な取組をまとめてみました。

行政の役割	これまでの主な取組
研修などを通じて、市民及び行政職員の協働意識を高めます。	まちづくり講演会、市民講座の開催（毎年度） 協働職員研修の実施（毎年度） 市民との協働のルールづくりワークショップの実施（17年度） など
協働のまちづくりに対する理解と実践意識を浸透させていくために、まちづくり講演会・講座の開催や協働事例などのPRに努めます。	まちづくり講演会、市民講座の実施（毎年度） 「協働のまちづくり指針」の策定（19年度） 「協働のまちづくり推進ガイドブック」の作成（20年度） など
まちづくり講演会・講座の開催などを通して、まちづくりのリーダーを養成します。	21世紀まちづくりリーダー養成塾「ひまわり塾」の開講（平成3～17年度） ひまわり基金事業・人財づくり事業「市民活動団体リーダー養成事業」の実施（平成19年度～） など
市の事業計画や進捗状況などの情報を提供して、市民との情報共有を図ります。	市広報「ひゅうが」の発行（毎月） 市ホームページの開設（随時更新） 出前講座、各種説明会の開催（随時） 情報開示請求（随時） など
市民活動に対する支援体制や市民活動支援センターなどの活動拠点の整備、窓口機能の充実、市民と行政のネットワーク構築など、協働のまちづくりの環境を整備します。	市民まちづくり支援事業、ひまわり基金事業・助成事業の創設・実施（18年度～） 市民活動支援センター設置の検討・計画（18年度～） 市民協働課の設置（18年度） 「協働のまちづくりニュース」の発行（18年度～年3回） 「協働のまちづくりホームページ」の開設（19年度）など
市の計画策定などに市民が積極的にかかわれるような体制を整備します。	附属機関等の「設置及び運営」、「委員の公募」、「会議の公開」に関する指針の策定（18年度） 「パブリックコメント手続実施要綱」の制定（20年度） 「新しい総合計画」策定時の市民とのワークショップの実施（平成18年度） など
機能が低下している地域コミュニティの再生に向けて、新しい地域コミュニティ組織の導入を検討していきます。	新しい地域コミュニティ制度導入の研究・検討（19年度～） 新しい地域コミュニティ制度モデル事業導入プロジェクトチーム及び検討委員会の設置（20年度）

### 3. 本市のこれからの取組

本市においては、先述の「本市の現状と課題」及び「本市のこれまでの取組」を踏まえ、「協働のまちづくり推進の基本方針」を次のとおり定めます。また、協働のまちづくりの取組をより具体化するため、基本方針に沿って「協働のまちづくり推進のための方策」を掲げるとともに、年次計画を示しました。

今後は、この基本方針、具体的な方策及び年次計画に基づき、協働のまちづくりを積極的かつ柔軟に推進していきます。

#### 協働のまちづくり推進の基本方針

##### 協働のまちづくりの意識の醸成

協働のまちづくりを推進するためには、まず、市民と行政職員の協働に対する理解と意識を高めていくことが必要です。今後さらに、研修・講座などの開催や様々な情報を発信し、協働意識の醸成に努めていきます。

##### 市民が活動しやすい環境づくり

協働のまちづくりを推進するためには、市民の自主的・自立的な活動がより活発になる必要があります。今後さらに、市民の特性に配慮し、市民活動が活発になるように環境を整え、側面的な支援に取り組んでいきます。

##### 協働のまちづくり推進の仕組みづくり

協働のまちづくりを推進するためには、協働に対する正しい理解のもと、市は、全庁的かつ一貫性をもって協働のまちづくりに取り組んでいく必要があります。今後、本市の実情に合った、協働推進の仕組みづくりを進めていきます。

#### 協働のまちづくり推進のための方策

##### 協働のまちづくりの意識の醸成

###### 行政職員の意識の醸成

協働のまちづくりを推進するためには、行政職員一人ひとりが公共サービスや公益活動に対する認識を改め、市民との協働に関して正しく理解するとともに、協働に前向きであることが必要です。そのためには、職員研修の実施や本ガイドブックの周知徹底を図るなど、さらなる行政職員の意識の醸成に努めていきます。

###### 市民の意識の醸成

協働のまちづくりを推進するためには、市民の理解が何よりも不可欠です。行政職員同様、市民一人ひとりがこれまでの公共サービスの認識を改め、協働に前向きになることが必要です。そのためには、まちづくり講演会や出前講座の開催、協働に関する情報紙の配布など、さらなる市民の意識の醸成に努めていきます。

## 市民が活動しやすい環境づくり

### 人材の育成と確保

市民活動が活発になり、その力を十分に発揮できるようにするためには、そこに参加し、活動を担っていく人材の育成と確保が重要です。リーダー養成、組織マネジメント力の養成など、活動の発展段階に応じて必要な知識や技術を身に付けることができる機会や場を充実し、人材の育成に努めていきます。

### 情報の収集と提供

市民活動を促進し、協働のまちづくりを推進するために、必要な情報を積極的に収集し、提供することに努めていきます。また、行政と市民活動団体などとのネットワークの構築についても、併せて検討していきます。

### 活動拠点の整備

市民の活動が幅広く市民に理解され、市民の活動がより活発になるための拠点づくりの整備を推進していきます。

### 中間支援組織の育成

人材育成、マネジメントなどの機能を持ち、市民活動を支援する中間支援組織の育成に努めていきます。

## 協働のまちづくり推進の仕組みづくり

### 庁内推進体制の整備

行政が、全庁挙げて協働のまちづくりの推進が図れるようにするための仕組みづくりと併せて、庁内の横断的な組織づくりを目指します。

### 協働のまちづくりを視点とした既存事業の見直し

既存の事業の中にも市民と協働することにより、より成果が上がる事業もあると思われれます。毎年度の事務事業評価などを通して、すべての事務事業について市民との協働の可能性を具体的に検討していきます。

### 協働にふさわしい事業の検討

新たに取り組む事業については、市民との協働にふさわしいかどうか、市民と行政の役割分担をどのようにするかなどを検討するための仕組みづくりを検討していきます。

### 地域コミュニティの活性化

本市の特性として、市民個人と直結している地域コミュニティは「最大の協働の担い手」と言えます。しかしながら、都市化や核家族化、少子高齢化が進行する中、地域住民のコミュニティ意識が次第に希薄化し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下している区・公民館などが増加しつつあります。近い将来、区・公民館単独では地域の課題解決が困難になるなどの状況が危惧されることから、地域コミュニティの再生に向けて、区・公民館を越えた「新しい地域コミュニティ組織制度」の導入を検討していきます。

# 協働のまちづくり推進年次計画

方針	方 策	取組内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
協働のまちづくりの意識の醸成	行政職員の意識の醸成	職員研修の実施や本ガイドブックの周知徹底を通して、さらなる行政職員の協働のまちづくりに対する意識の醸成に努めていきます。	職員研修 ガイドブック作成・配布	ガイドブック改訂			
	市民の意識の醸成	まちづくり講演会や出前講座の開催、協働に関する情報紙の配布など、さらなる市民の協働のまちづくりに対する意識の醸成に努めていきます。	まちづくり講演会開催 出前講座開催 情報紙配布				
市民が活動しやすい環境づくり	人材の育成と確保	リーダー養成、組織マネジメント力の養成など、活動の発展段階に応じて必要な知識や技術を身に付けることができる機会や場を充実し、人材の育成に努めていきます。	ひまわり基金事業・リーダー養成事業実施	リーダー養成講座開催			
	情報の収集と提供	必要な情報を積極的に収集し、提供することに努めていきます。また、行政と市民活動団体などとのネットワークの構築についても、併せて検討していきます。	情報収集・提供	ネットワーク構築検討	ネットワーク構築		
	活動拠点の整備	市民の活動が幅広く市民に理解され、市民の活動がより活発になるための拠点づくりの整備を推進していきます。	整備計画・検討・協議	設置 運営	中間支援機能検討	中間支援機能設置	
	中間支援組織の育成	人材育成、マネジメントなどの機能を持ち、市民活動を支援する中間支援組織の育成に努めていきます。		組織育成検討	組織育成		

方針	方 策	取組内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
協働のまちづくり推進の仕組みづくり	庁内推進体制の整備	行政が、全庁挙げて協働のまちづくりの推進が図れるようにするための仕組みづくりと併せて、庁内の横断的な組織づくりを目指します。		体制検討 体制整備・運営	→		
	協働のまちづくりを視点とした既存事業の見直し	毎年度の事務事業評価などを通して、すべての事務事業について市民との協働の可能性を具体的に検討していきます。	事務事業洗い出し 事務事業仕分け	協働化検討	協働化実施	→	
	協働にふさわしい事業の検討	新たに取り組む事業については、市民との協働にふさわしいかどうか、市民と行政の役割分担をどのようにするかなどを検討するための仕組みづくりを検討していきます。		仕組み検討	仕組み整備・運用	→	
	地域コミュニティの活性化	「最大の協働の担い手」である地域コミュニティの再生に向けて、区・公民館を越えた「新しい地域コミュニティ組織制度」の導入を検討していきます。	プロジェクト・検討委員会設置 制度導入検討・協議	モデル事業導入検討 モデル地区との協議	モデル事業実施・検証	→	→

# おわりに

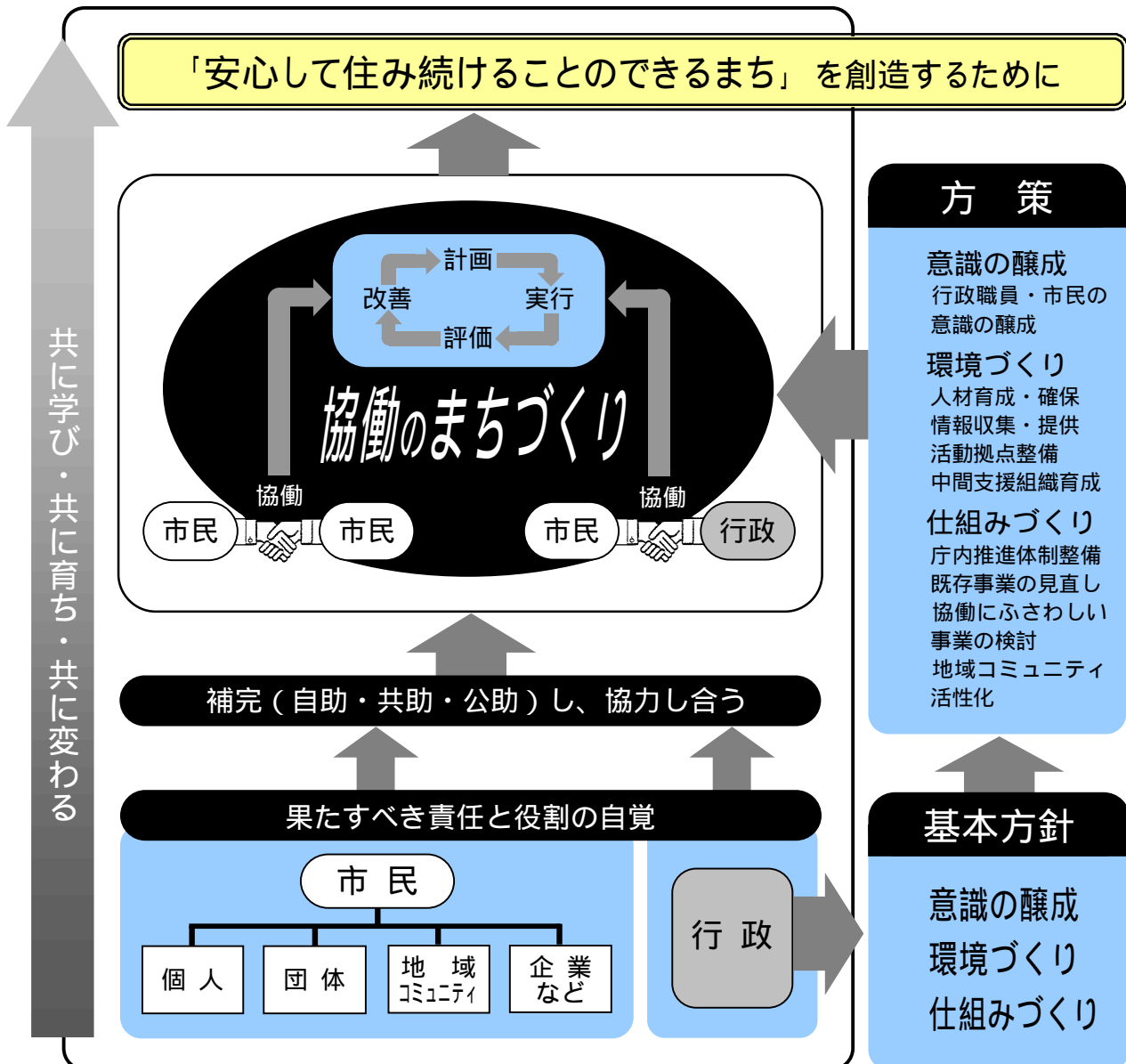
ここまで、協働のまちづくりの基礎知識やルール、協働を実践するための具体的な手順、協働推進プログラムについて述べてきましたが、今なぜ、「協働」という概念が必要で、今後、どのように協働のまちづくりを推進していけばよいのか、イメージできただしょうか。

地方分権から地方主権への流れの中で、「安心して住み続けることのできるまち」を創造するために、市民も公共サービスの受け手としてだけでなく、その生産過程に積極的にかかわれるような新しい住民自治システムの構築が必要となっており、「協働」は、多様で実効性に富んだ効果的なまちづくりの手法の一つなのです。

私たちは今、自分の住むまちを見つめ直し、何をしなければいけないのかを考え、具体的な第一歩を踏み出そうとしています。

このガイドブックが、「新しい日向市総合計画」の目指す「市民との協働」を実践していく上で、大いに役立つことを願っています。

## 協働のまちづくりの全体イメージ





# 資料編

## 用語の解説 (50音順)

### IT (アイ・ティー)

Information Technology の略称で、情報・通信工学及びその社会的応用分野の技術の総称。

### アダプト・プログラム (里親制度)

アダプト (adopt) とは、英語で「養子にする」という意味の言葉であり、主に公園や河川などの公共の場を「地域の養子」に見立てて、環境美化事業を市民と行政が協働で行う制度のこと。

### NPO (エヌ・ピー・オー)

Non Profit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳されますが、NPO の概念としてどのような団体を含むかについては様々な考えがあり、統一された使い方はありません。このガイドブックでは、NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体のほか、自治公民館やPTAなどの地域コミュニティ組織も対象範囲としています。

### NPO法人 (エヌ・ピー・オー法人)

正式には「特定非営利活動法人」(Non Profit Organization の略)。特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号。通称NPO法) に基づき、一定の要件を満たした団体が都道府県などから認証を受け、法人登記を行うことにより法人として活動しています。

### 市民活動

営利を目的とせず、社会的な課題解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動。

### 住民自治

住民自身の意思と責任において、地域における住民生活に直接関係する公共・共同事業の運営を住民自らが行うこと。本来、自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、住民自身の手によって行われるべきという考えのもと、自治体経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体が、対等な立場で行うことを意味します。

### 地域コミュニティ

特定の地域内において消費や生産、労働、スポーツ、祭りなどにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている伝統的、歴史的な地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

### 地域力

地域社会を構成する市民 (市民個人、地域コミュニティ、市民活動団体、企業など) が持つ、人材・知恵・活力・情報などの結集。

### 地方主権

「地方分権」に対して用いられる表現で、中央から権限を分与してもらうのではなく、地方が本来の責任を踏まえ、率先・主導して自治を確立していくという考え方です。

### 地方分権

国と地方自治体との役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。地方分権は、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革とも言われます。

### 地方分権一括法

正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といいます。地方公共団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な行政主体において処理し、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映させる観点から、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に積極的に委譲するよう、地方分権一括法により35の法律について改正が行われました。

## 特定非営利活動促進法（NPO法）

1990年頃から民間の非営利団体（NPO）は、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野で社会貢献を行い、その重要性が広く認められるようになってきました。しかし、これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動していたため、銀行口座の開設ができないなど、団体を運営するうえで様々な不都合が生じていました。1995年に発生した阪神淡路大震災も大きなきっかけとなり、1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立・施行され、次の17分野の特定非営利活動を行なう団体が法人格を取得できるようになりました。

保健、医療、福祉増進活動 社会教育推進活動 まちづくり推進活動 学術、文化、芸術、スポーツ  
振興活動 環境保全活動 災害救援活動 地域安全活動 人権擁護、平和推進活動 国際協力活動  
男女共同参画社会形成の促進活動 子どもの健全育成活動 情報化社会発展の活動 科学技術振興活  
動 経済活動活性化の活動 職業能力開発、雇用機会拡充支援活動 消費者保護活動 特定非営利活  
動を行う団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助活動

## パブリックコメント

行政が政策などの原案の段階でその趣旨や目的、内容を公表し、広く意見を募り、その内容を検討・考慮して政策などの決定を行う一連の手続きのことです。英語の public comment という言葉は、このような一連の手続きで出された「意見」の意味で使用されますが、日本ではこの一連の「手続き」自体を「パブリックコメント」ととらえています。

## 日向市総合計画

本市の「最上位計画」であり、地域経営においては、総合的な指針として施策の基礎（各種の具体的な計画の基礎）となるとともに、市民にとっては、諸活動のガイドラインとして、国や県に対しては、本市のまちづくりの基本姿勢を明らかにする役割を果たしています。

## 補完（補完性の原則）

個人でできることは個人が（自助）、それができないときは地域が（共助）、それでもできないときには行政が（公助）行うという、なるべく身近な所で問題解決を図ることをいいます。

## まちづくり

道路や公園の整備など、街並みに関することだけではなく、地域の課題にみんなで取り組む雰囲気づくり、近所付き合いでの人の輪づくりなども含まれます。言わば、まちづくりとは、地域を暮らしやすくする様々な活動全般のことと言えるでしょう。

## マッチングファンド

個人が寄付した金額に応じて、企業や行政が同額の寄付を行う仕組み。お金以外の労力や資材などの提供についても金額に換算し、その額に応じて、行政などが資金提供をする仕組みとしても用いられます。

## 目的型コミュニティ

ある目的や興味を共有した人同士の集団、共同体。NPO法人、ボランティア団体などが含まれます。

## ワークショップ

問題解決やトレーニングに用いられる体験型講座・研修で、企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するという形式で運営されることがポピュラーな方法です。

## 協定書の作成例

Step 3の「2. 検討段階・（P.20）」でも触れたように、事業を実施する目的とお互いが果たすべき役割・責任を明確にするためには、協定書の作成が必要な場合があります。個々の事業によって、協定の内容を双方で協議し、事業の効果的な実施に必要な事項を明確に文章化しましょう。

### 日向市「・・・・」事業に関する協働協定

本協定は、「・・・・事業」（以下、「事業」という。）の協働による実施に関して、本協定で定める協働のパートナー（以下、「パートナー」という。）同士の対等な関係を担保し、目的及び目標を共有しながら、適切な役割分担のもとに取り組むことで、魅力ある個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

#### （協働の原則）

第1条 各パートナーは、他のパートナーが本来行う業務・活動及び置かれている環境・立場を最大限に尊重し、第4条に定める事業の目的・目標の達成のために、対等な関係で連携・協力し合うものとする。

#### （パートナー）

第2条 この協定におけるパートナーは、次のとおりとする。

- (1) 日向市（担当部局は 部 課及び 部 課。以下「日向市」という。）
- (2) 特定非営利活動法人 （以下「 」という。）
- (3) ・・・・・（以下「・・・・」という。）

#### （事業の実施） 補助・委託によらない事業の場合

第3条 事業の実施に際して、各パートナーは本協定の各条項を遵守し、相互の合意を得ながら進めるものとする。

#### （法的性格及び事業の実施） 補助・委託事業の場合

第3条 事業の実施に係る業務委託契約については、「日向市財務規則（昭和42年1月4日規則第1号）」に基づき、別途契約を締結するものとする。なお、事業の実施に際して、各パートナーは本協定の各条項を遵守し、相互の合意を得ながら進めるものとする。

第3条 事業の実施にあたり、 に対する助成金の交付がある場合は、「日向市補助金等の交付に関する規則（昭和46年3月23日規則第8号）」に基づき、交付をするものとする。なお、事業の実施に際して、各パートナーは本協定の各条項を遵守し、相互の合意を得ながら進めるものとする。

#### （事業の目的・目標）

第4条 事業の目的及び目標は、次のとおりとする。  
パートナー同士で協議し、事業の目的・目標を明確に記載する。

#### （事業内容）

第5条 事業において実施する内容は、次のとおりとする。  
パートナー同士で協議し、事業の内容を明確に記載する。

#### （事業の期間・場所）

第6条 事業の実施期間及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (2) 場所 日向市

2 ただし、事業期間の定めとは別に地域社会への貢献が向上するとパートナー全員が認めた場合は、別途覚書において別の事業期間を定めることができるものとする。

#### （事業内容の変更）

第7条 第5条に定める事業内容を変更することにより、地域社会への貢献が向上すると認められた場合は、パートナー相互の協議によって事業内容を変更することができる。ただし、事業内容を変更する場合は、パートナー相互の事業実施体制に著しく影響を与えないか事前に検証し、合理的な提案を行う必要がある。

#### （役割分担）

第8条 第4条の事業の目的及び目標を協働により達成するため、各パートナーの役割分担を別途締結する事業委託契約書に記載のある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 日向市（担当部局が2つ以上の場合は、それぞれ項目を分ける）  
ア ~に関すること  
イ ~に関すること
- (2)  
ア ~に関すること  
イ ~に関すること

#### （費用・資源の分担）

第9条 各パートナーは、別途締結する事業委託契約書に記載のある場合を除き、次の各号に掲げる費用・資源を分担し、必要に応じて活用・補完し合うものとする。

- (1) 日向市（担当部局が2つ以上の場合は、それぞれ項目を分ける）
- (2)

2 費用分担を変更することにより地域社会への貢献が向上すると認められた場合は、パートナー相互の協議によって費用分担を変更することができる。なお、経費分担の変更においては、パートナー相互の事業実施体制に著しく影響を与えないか事前に検証し、合理的な提案を行い、了承を得なければならない。

3 各パートナーからの提供資源の損耗やき損については、それらの資源の提供についてパートナー間に別途契約が成立している場合を除き、原則として各パートナーの責任において処理するものとする。

(責任範囲)

第10条 事業の実施に係る各パートナーの責任範囲は、次のとおりとする。

- (1) 日向市(担当部局が2つ以上の場合、それぞれ項目を分ける)
- (2)
- (3) . . . . .

(成果の帰属)

第11条 事業を実施したことによる成果の帰属は、次のとおりとする。なお、各パートナーが独自に保有する資料及び特殊な技術・ノウハウ等を使用する場合は、必ず他のパートナーに承諾を得た上で、適切に使用・管理しなければならない。

- (1) 日向市(担当部局が2つ以上の場合、それぞれ項目を分ける)
- (2)
- (3) . . . . .

(契約金額・助成金額) 補助・委託契約の場合(削除可)

第12条 契約金額(助成金額)については、別途締結する事業委託契約書(交付要綱)の記載のとおりとする。

(支払方法) 補助・委託契約の場合(削除可)

第13条 支払方法については、別途締結する事業委託契約書(交付要綱)の記載のとおりとする。

(情報の共有)

第14条 事業の円滑な進行のため、各パートナーは相互の事業に関する情報を共有する義務を負うものとする。同時に、市民に対して共有している情報を積極的に公開するよう努めなければならない。ただし、第16条に定める個人情報の取り扱いについては、この限りではない。

- 2 パートナー相互の情報共有手段は、電話・FAX、電子メール及び書面等により行い、必要に応じて方法を選択するものとする。

(問題発生時の対応)

第15条 各パートナーは、事業の実施過程において新たな問題が発生した場合、速やかにその解決に向けて協議し、地域社会の利益を最大限尊重する解決策を選択しなければならない。

(事業評価)

第16条 第6条に規定する期間終了後、各パートナーは、直ちに次の各号に掲げる評価のポイントを踏まえた評価を行うものとする。

- (1) 協働の成果
- (2) 協働の経過
- (3) 協働事業としての適正
- (4) パートナーへの提言
- (5) その他必要な事項(反省点、次回への課題等)

2 各パートナーは、事業の成果や評価の結果を、地域社会に対して積極的に公開し、明確に説明する義務を負うものとする。

3 事業にかかわった市の担当部局は、得られた評価結果に関して、次年度に新たな協働事業を実施する際に、担当となる部署及び担当者に評価の結果・情報を提供し、その活用を支援するよう努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第17条 各パートナーの業務において、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、適法かつ公正な手段により取り扱うよう努めなければならない。

2 各パートナーは、事業の実施に当たって知り得た個人情報を、原則として目的外に使用することはできない。ただし、本人の承諾及びパートナー全員の了解を得た場合は、この限りではない。

3 各パートナーは、事業の実施に当たって知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせてはならない。なお、本項の規定は、事業期間の満了後においても同様とする。

4 各パートナーが、第11条に基づき貸与を受けていた資料等に個人情報が記録されている場合は、事業の期間満了後、速やかに本来の管理者たるパートナーに返還するものとする。

(協定の終了)

第18条 本協定は、第6条に定める事業期間の満了(及び別途締結する契約の期間満了)に伴い、第16条に定める評価を実施し、パートナー相互の協議による事業終了の確認をもって終了するものとする。

本協定を証するため、本書 通を作成し、各パートナーの記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

- (1) 日向市本町10番5号  
日向市長 黒木 健二
- (2) 住所  
特定非営利活動法人  
代表 . . . . .

以下、3団体以上の場合併記

## 本市のNPO法人

法人名	よりあいの会	代表者	長田元廣
所在地	日向市美々津町2310番地の1	認証年月日	平成15年 6月16日
設立の目的	地域の高齢者、障害児・者及びその家族に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与する。		
事業	認知症の老人のためのグループ・ホームを開設、運営		

法人名	こども遊センター	代表者	黒木直美
所在地	日向市上町3番15号 日向商工会館内	認証年月日	平成15年 7月29日
設立の目的	子どもの健やかな成長と安心して子育てができる地域社会を実現するために、子どもに関する諸団体及び市民と連携・交流し、子どもの遊びと文化や子育て支援に関する事業及び研究などを行い、子どもたちの文化芸術への参加、社会参画の機会を拡げ、子どもの自立と自律に寄与する。		
事業	子育て支援のための講座、研修、イベント等を実施		

法人名	あおぞら	代表者	関本一幸
所在地	日向市大字財光寺7309番地16	認証年月日	平成15年11月27日
設立の目的	子どもたちを取り巻く生活環境の変化に対応し、また、保護者が安心して子育てのできる地域社会を実現するために、学童も含めた教育や保育に対するサービス活動を行い、もって県内の子どもたちの健全育成の増進に寄与する。		
事業	保育園経営及び保育園での子育て支援事業		

法人名	日向市手をつなぐ育成会	代表者	柴田順一
所在地	日向市北町2丁目55番地1	認証年月日	平成16年 1月15日
設立の目的	知的障がいのある人々が、社会福祉法の理念のもと、完全参加と平等の精神に則り、その人らしい暮らしが保障されるための生活支援事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与する。		
事業	市の委託（知的障がい者本人活動支援事業）を受け、知的障がい者支援のための事業（音楽会、発表会、交流会等）を実施		

法人名	環境親和学研究所	代表者	小濱泰昭
所在地	日向市大字幸脇41番地3	認証年月日	平成17年 6月10日
設立の目的	地球環境問題解決を目指した学術研究と技術開発、技術指導及びその支援と、スポーツ、教育、芸術、文化、国際協力活動の振興を通じて、環境親和型の国際社会実現に貢献する。		
事業	環境親和型技術と製品やシステムの普及事業、地域社会への環境親和型ライフスタイルの啓蒙事業、研究・開発・試験・試作等の受託事業、研究・開発・試験・試作等の斡旋事業、各種環境親和型機器やシステムの展示と頒布事業、大学、企業への研究場所、滞在場所の提供事業、研究者・技術者の派遣事業		



法人名	新生ひむか公社	代表者	原田和明
所在地	日向市大字富高7147番地29	認証年月日	平成18年9月29日
設立の目的	市民生活の向上発展のため、退職者を中心とした中高年者にパートの仕事を創出し与えることにより、生きがいと経済的な面をサポートする。また、郷土の自然環境、生活環境改善にも貢献する。さらに、市民ニーズにこたえる様々な事業を展開し、郷土を健やかで安心して暮らせる元気なまちにすることを目標としている。		
事業	保健・医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る事業、環境の保全を図る事業、経済活動の活性化を図る事業、国際協力の活動		

法人名	リバーシブル日向	代表者	黒木和政
所在地	日向市大字幸脇939番地1	認証年月日	平成20年3月21日
設立の目的	海川に親しみ合える水辺の環境整備を推進するとともに、日向の海川の歴史・文化及び自然を後世に継承する。		
事業	海川に親しむ水辺の環境整備事業、海川に係る地域の伝統芸能・文化の広報・啓発事業、地域の和船の調査・研究・復元建造事業及び造船技術調査・研究、和船による耳川周航事業、海川にふれあうイベント事業、地域特産品開発・製造・販売事業、指定管理者として公共施設管理運営事業など		

法人名	日向みんなの図書館	代表者	黒木和政
所在地	日向市南町6番28号	認証年月日	平成20年8月7日
設立の目的	読書推進活動を通して、市民の生活文化に対する意識の向上と定着を図り、明るく豊かで楽しい社会生活を実現する。		
事業	読書推進事業、図書館運営に係わる事業、図書館関係団体のネットワーク化の事業、学校図書館との連携事業、その他目的を達成するために必要な事業		

法人名	ひむかの会	代表者	成田真理
所在地	日向市鶴町1丁目5番12号	認証年月日	平成20年8月12日
設立の目的	二酸化炭素やエコ、クリーンエネルギー、食の安全問題などをお互いに学び合い、協力しながら地球環境を守る運動、さらに、人権擁護、平和の推進を図る運動をしていく。		
事業	自然環境・クリーンエネルギーに関する事業、文化活動を通しての人権擁護、平和推進の事業、地域の文化振興・交流に係る事業、地域住民との交流及び体験学習などの事業、その他目的を達成するために必要な事業		

法人名	あったかほーむ愛あい	代表者	横山美智子
所在地	日向市大字財光寺1168番地3	認証年月日	平成20年10月22日
設立の目的	地域で生活する高齢者及び障がい児・者に対して、介護保険制度、障害者自立支援法、地域支援事業等の介護サービス事業を行い、高齢者、障がい児・者が自分らしく生きることができる環境と身体的・精神的不利な部分を総合的かつ継続的に支援し、地域の住民とともに、安心して生活できるよう地域の力が借りながら共に生きる場を実現する。		
事業	情規模多機能型居宅介護事業、介護保険法に基づく事業、障がい者自立支援法に基づく事業、乳児・学童保育有料事業、その他目的を達成するために必要な事業		

〔従たる事務所を設置している団体〕

法人名	アジア砒素ネットワーク	代表者	上野 登
所在地	〔主〕宮崎市鶴島2丁目9-6号 みやざきNPOハウス208号 〔従〕日向市大字財光寺283番地212	認証年月日	平成12年 4月12日
設立の目的	アジア各地の砒素汚染地の住民及び研究者に日本の知識や経験を伝えるとともに、お互いに学び合い、問題解決のために協力し合う。		
事業	砒素汚染地の住民及び研究者との交流、砒素汚染地における調査、砒素に関する文献の収集・分析、砒素に起因する問題の解決に必要とされる活動、その他目的を達成するために必要な事業		



本市庁内の協働事業の取組状況（手法別）

（平成21年1月調査・現在）

【共 催】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他 の手法
総務課 危機管理係	災害予防・応 急対策事業	市内各地区自 主防災会	市内各区を単位とした自主防災会を支援することにより、地域と行政とが連携して防災力の向上を図っている。	100	
市民協働課 市民協働係	国際交流ま ちづくり推 進事業	・市国際交流ま ちづくり推進 協議会・国際交 流市民グルー プ「すくらんぶ る」	市民に国際理解と国際親善を深めるための情報を提供するとともに、国際交流に関する事業の推進を図るため、市民主体の国際交流まちづくり推進協議会を設置するとともに、国際交流市民グループ「すくらんぶる」との共催で国際交流イベントを開催している。	1,069	協議会
文化スポー ツ課 文化振興係	市美術展覧 会	市美術展覧会 実行委員会	応募資格を県内に広げ、広く作品発表の場と鑑賞の機会を提供し、本市の美術文化水準の向上を図ることを目的に開催している。	1,500	実行委員 会 委託
	市総合文化 祭(芸能・芸 術部門)	市文化連盟	市民の文化に対する意識の高揚を図り、本市の文化の振興、発展のため諸行事を行っている。	460	委託
	市文化連盟 の運営	市文化連盟	市民の市主催の芸術文化活動への参加を促し、文化意識の高揚を図る意味から重要な団体であり、補助金を交付することで全市民の芸術文化への意識を高めている。	489	委託
文化スポー ツ課 若山牧水係	牧水祭	日向市東郷町 若山牧水顕彰 会	牧水の偉業を顕彰し、牧水の理解を深めるとともに、短歌文学の発展並びに「日向市」を全国に発信し、歌碑祭、短歌コンクールなどを実施している。	698	委託
文化スポー ツ課 スポーツ振 興係	日向ひょっ とこマラソ ン in 日向岬	日向ひょっ とこマラソン実 行委員会	風光明媚な観光地をコースとして、マラソン愛好者などへのスポーツ振興を図るとともに、市外者への観光PRを行っている。	3,100	実行委員 会 補助
	市総合文化 祭(体育部 門)	市体育協会	誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために開催している。	475	委託
環境整備課 環境政策係	子どもの松 原再生プロ ジェクト in 伊勢ヶ浜	・造林関連企業・ 堀一方区・サーフ ァーズクラブ・県 緑花木生産組合 青年部・市関係課	伊勢ヶ浜の防潮林を保護しようと、市・企業・地域コミュニティ・市民活動団体が役割を分担して、松苗木1,500本を植栽した。 (平成19年度実施)	100	実行委員会
	市クリーン 大作戦	区長公民館連 合会	自然環境保護の意識高揚と啓発を図り、市内全域の環境と景観を保全するために、日豊海岸及び河川など市内において市民総ぐるみで清掃活動を行っている。	240	
商工港湾課 商工振興係	市産業・商業 まつり	市産業・商業ま つり実行委員 会	日向圏域(日向・門川・美郷・諸塚・椎葉)の地場産品のPRを目的として、毎年11月に開催している。		実行委員会
	地場産業振 興事業	日向物産振興 協会	日向圏域(日向・門川・美郷・諸塚・椎葉)の地場産業者から構成される協議会で、同地域の地場産品のPR及び販路拡大のため、九州圏域の物産展などに積極的に参加している。	900	協議会
観光振興課 観光振興係	日向ひょっ とこ夏祭り	ひょっとこ夏 祭り実行委員 会	市の無形民俗文化財に指定されているひょっとこ踊りをメインとして、例年8月の第1土曜日に市中をパレードする夏祭りを開催している。	4,245	実行委員会
	市民ふるさ と花火大会	市民ふるさと 花火大会実行 委員会	市民相互のコミュニケーションを図りながら、郷土愛を育み、将来を担う子どもたちに夢と感動を与えることを目的として開催している。	4,000	実行委員会

【共 催】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
林業振興課 林業振興係	「冠岳ふるさと千年の森」づくり植樹祭及び冠岳登山	・市ふるさとの自然を守る会・市観光協会・市・県・(社)県緑化推進機構・宮崎北部森林管理署・九州電力・市民等	冠岳の自然環境保全を目的として、市民活動団体、企業、関係機関などが協働して、市有林に3,000本の広葉樹を植栽するとともに冠岳登山を実施した。 (平成19年度実施)	140	実行委員会 協力・協定 補助

【実行委員会・協議会】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
市民協働課 市民協働係	国際交流まちづくり推進事業	・市国際交流まちづくり推進協議会・国際交流市民グループ「すくらんぶる」	市民に国際理解と国際親善を深めるための情報を提供するとともに、国際交流に関する事業の推進を図るため、市民主体の国際交流まちづくり推進協議会を設置するとともに、国際交流市民グループ「すくらんぶる」との共催で国際交流イベントを開催している。	1,069	共催
	ひまわり基金事業 (市民活動団体リーダー養成事業)	市ひまわり基金事業推進協議会 (KOKUAネットワーク協議会)	市ひまわり基金を活用して行う事業を推進するため、市民主体のひまわり基金事業推進協議会を設置し、助成事業及び市民活動団体リーダー養成事業を実施している。なお、同リーダー養成事業については、平成19年度から旧ひまわり塾卒塾生で構成するKOKUAネットワーク協議会に委託している。	4,300	委託
生涯学習課 生涯学習係	成人式	・新成人者・青年団	成人式式典の内容協議、当日の運営を行っている。	1,224	
文化スポーツ課 文化振興係	市美術展覧会	市美術展覧会 実行委員会	応募資格を県内に広げ、広く作品発表の場と鑑賞の機会を提供し、本市の美術文化水準の向上を図ることを目的に開催している。	1,500	共催 委託
文化スポーツ課 スポーツ振興係	日向ひよっこマラソン in 日向岬	日向ひよっこマラソン実行委員会	風光明媚な観光地をコースとして、マラソン愛好者などへのスポーツ振興を図るとともに、市外者への観光PRを行っている。	3,100	共催 補助
環境整備課 環境政策係	子どもの松原再生プロジェクト in 伊勢ヶ浜	・造林関連企業・堀一方区・サーファーズクラブ・県緑花木生産組合青年部・市関係課	伊勢ヶ浜の防潮林を保護しようと、市・企業・地域コミュニティ・市民活動団体が役割を分担して、松苗木1,500本を植栽した。 (平成19年度実施)	100	共催
市民課 市民相談係 (日向市交通安全対策協議会)	交通安全対策事業	日向地区交通安全協会ほか	市内における死亡事故発生ゼロを目標として各季街頭キャンペーン等の啓発事業を主体として取り組んでいる。	1,060	
市民課 市民相談係 (日向市防犯協会)	地域安全啓発事業	・区長公民館長連合会・PTA・自主防犯ボランティア団体ほか	市内における犯罪発生の抑止を目的として青少年健全育成や子どもの見守り活動など連携して実施することで、犯罪の未然防止を図りながら、総合的な地域安全を推進している。	270	
商工港湾課 商工振興係	日向はまぐり碁石まつり	日向はまぐり碁石まつり実行委員会	日本で唯一のはまぐり碁石の産地として全国に情報発信し、囲碁文化の普及と碁石産業の発展を目的として、ハイレベルのアマチュア囲碁大会を開催している。	7,500	補助
	市産業・商業まつり	市産業・商業まつり実行委員会	日向圏域(日向・門川・美郷・諸塚・椎葉)の地場産品のPRを目的として、毎年11月に開催している。		共催

【実行委員会・協議会】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
商工港湾課 商工振興係	地場産業振興事業	日向物産振興協会	日向圏域(日向・門川・美郷・諸塚・椎葉)の地場産業者から構成される協議会で、同地域の地場産品のPR及び販路拡大のため、九州圏域の物産展などに積極的に参加している。	900	共催
	県耳川流域地場産業振興事業	県耳川流域地場産業振興対策協議会	耳川流域の自治体と商工会議所・商工会から構成される協議会で、毎年12月に宮崎市高千穂通りにおいて『耳川流域地場産品展示即売会』を開催。今年で11回目を迎え、宮崎市民にも定着してきている。		
	市中小企業振興計画策定事業	市中小企業振興計画策定委員会及び専門委員会	市内の中小企業の活性化を図るため、策定委員会及び専門委員会において議論しながら振興計画を策定している。(平成20年度末に完成予定)	2,540	
商工港湾課 港湾・企業立地係	海の日記念式典	県北部地区「海の日」協賛会	国・県・市・港湾関係者などが集まり、海上安全祈願祭を行い、その後、記念式典として表彰伝達式を行っている。	816	
観光振興課 観光振興係	観光振興事業(日向ひよっこ夏祭り)	ひよっこ夏祭り実行委員会	市の無形民俗文化財に指定されているひよっこ踊りをメインとして、例年8月の第1土曜日に市中をパレードする夏祭りを開催している。	4,245	共催
	観光振興事業(市民ふるさと花火大会)	市民ふるさと花火大会実行委員会	市民相互のコミュニケーションを図りながら、郷土愛を育み、将来を担う子どもたちに夢と感動を与えることを目的として開催している。	4,000	共催
林業振興課 林業振興係	「冠岳ふるさと千年の森」づくり植樹祭及び冠岳登山	・市ふるさとの自然を守る会・市観光協会・市・県・(社)県緑化推進機構・宮崎北部森林管理署・九州電力・市民等	冠岳の自然環境保全を目的として、市民活動団体、企業、関係機関などが協働して、市有林に3,000本の広葉樹を植栽するとともに冠岳登山を実施した。(平成19年度実施)	140	共催 協力・協定 補助
農村整備課 農村計画係 東郷町地域自治センター 産業振興Gr	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	各活動組織(市内9組織)	農村集落の過疎化・高齢化・混住化などの原因による、農地・農業用施設の保安全管理が厳しくなっていることから、地域における多様な組織の参画のもと、農家を中心とした自主的な農地保全のための共同活動や、環境保全に向けた営農活動支援することにより、農地や農村環境を守り、農村・農業振興を図っている。(平成19~23年度)	4,407	協力・協定 補助
まちづくり政策課 都市景観係	市景観計画策定事業(細島地区)	・細島区長会・細島東部住環境整備促進協議会・NPO法人新生ひむか公社・市漁業協同組合・細島宝島会・市歴史観光ボランティア平兵衛さんの会・地区住民	市景観基本計画の中で選定している、景観形成重点地区の一つである細島地区の景観計画策定に向けて、市民・事業者・行政が協働により、景観まちづくりに取り組んでいる。	3,000	
東郷町地域自治センター 地域振興課 地域振興Gr	区公民館ミニバレーボール大会	東郷町区公民館連絡協議会	住民の健康増進・交流親睦を図るため、ミニバレーボール大会を実施している。	40	補助
	牧水の里の夏祭り	・日向農協東郷支店・東郷町商工会・東郷町区公民館連絡協議会	盆踊りの次世代継承、地域間交流促進を図るため住民参加の祭りを実施。総踊り大会・特産品等展示販売、昼の部ではカヌー川下り、夜は花火大会を実施している。	1,200	補助
	牧水の里の秋祭り	・日向農協東郷支店・東郷町商工会・東郷町区公民館連絡協議会	産業振興、地域活性化を図り地域づくりを行うため、住民参画の祭りを実施。テント村での地場産品などの販売、ステージイベント、作品展などを実施している。	1,500	補助

【実行委員会・協議会】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
東郷町地域 自治センター 地域振興課 地域振興Gr	牧水杯ソフト テニス大会	坪谷中、東郷中 ソフトテニス 部保護者会	県北域の中学校にも参加を募り、牧水 公園を会場に実施している。	60	協力・協 定 補助
東郷町自治 区スポーツ 祭	東郷町自治 区スポーツ 祭	東郷町区公民 館連絡協議会	健康増進と親睦交流を目的とし、歩こ う会と玉入れ大会を実施している。	100	補助
・観光振興 課 ・東郷町地 域自治セン ター地域振 興課	牧水の里の つつじ祭り	・日向農協東郷 支店 ・東郷町商工 会・東郷町区公 民館連絡協議 会	約3万本のつつじが咲く牧水公園を会 場に行っている。花馬車、ガーデニ ング教室、ステージイベントなどを実施。 フラワーフェスタのサテライト会場 でもあり、市外からの観光客も多く訪れ ている。	1,350	補助

【協力・協定】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
契約管理課 管財係	花かおる市 役所に	県造園緑地協 会日向支部加 盟7社	市役所玄関前花壇に市が準備した花の 植栽作業を行っている。 (平成19年度から実施)	0	
文化スポー ツ課 スポーツ振 興係	総合型地域 スポーツクラ ブの運営	ひむかYOU ゆうクラブ	市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、 技術、興味、目的に応じて、いつでも、 どこでも、いつまでもスポーツに親し むことができる社会の実現のために活 動している。各種スポーツ教室も市か ら受託して開催している。	780	補助
農業水産課 畜産振興係	肉用牛繁殖 基盤強化促 進事業	・市和牛改良組 合・市和牛ヘル パー組合・日向 農協	牛の管理作業中の安全性向上に有効な 除角など、養牛農家の高齢化に対処し た作業代行システムの確立を目的とし ている。	0	協力・協定
林業振興課 林業振興係	「冠岳ふる さと千年の 森」づくり植 樹祭及び冠 岳登山	・市ふるさとの自然 を守る会・市観 光協会・市・県・ (社)県緑化推進 機構・宮崎北部森 林管理署・九州電 力・市民等	冠岳の自然環境保全を目的として、市 民活動団体、企業、関係機関などが協 働して、市有林に3,000本の広葉樹 を植栽するとともに冠岳登山を実施し た。(平成19年度実施)	140	共催 実行委員 会 補助
農村整備課 農村計画係 東郷町地域 自治センタ ー 産業振興Gr	農地・水・農 村環境保全 向上活動支 援事業	各活動組織(市 内9組織)	農村集落の過疎化・高齢化・混住化な どの原因による農地・農業用施設の保 全管理が厳しくなっていることから、 地域における多様な組織の参画のも と、農家を中心とした自主的な農地保 全のための共同活動や、環境保全に向 けた営農活動支援することにより、農 地や農村環境を守り、農村・農業振興 を図っている。(平成19～23年度)	4,407	協議会 補助
教育委員会 図書館 図書館係	図書館の事 業、行事	図書館ボラン ティア「友の 会」	「としょかんまつり」(年2回実施：古 本市、紙芝居、わらべうたであそぼう 他)、「ブックスタート」(職員に同行し 読み聞かせを実施)、「定例おはなし 会」、「定期おはなし会」、「臨時おは なし会」、「クリスマスおはなし会」、 植栽などの館内外の美化事業を行っ ている。(平成19年度延べ350回以上)	30	
東郷町地域 自治センタ ー 地域振興課 地域振興Gr	牧水杯ソフト テニス大会	坪谷中、東郷中 ソフトテニス 部保護者会	県北域の中学校にも参加を募り、牧水 公園を会場に実施している。	60	実行委員 会 補助



【補助】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
市民協働課 市民協働係	市民まちづくり支援事業	市内市民活動団体・地域コミュニティ	市民主体の元気で活力ある「協働のまちづくり」を推進するため、広く市民活動団体などからまちづくり事業を公募し、市民主体の審査会で採択された事業に対して補助金を交付している。	13,000	
生涯学習課 公民館係	自治公民館活動支援事業	区長公民館長連合会	自治公民館連合会に運営費及び活動費の助成を行っている。(運営補助、スポーツ事業開催補助、研究大会補助、活動費補助)	3,145	
文化スポーツ課 スポーツ振興係	日向ひよっこマラソン in 日向岬	日向ひよっこマラソン実行委員会	風光明媚な観光地をコースとして、マラソン愛好者などへのスポーツ振興を図るとともに、市外者への観光PRを行っている。	3,100	共催 実行委員会
	総合型地域スポーツクラブの運営	ひむかYOUゆうクラブ	市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会の実現のために活動している。各種スポーツ教室も市から受託して開催している。	780	協力・協定
福祉課 子育て支援係	ファミリーサポートセンター事業	NPO法人 子ども遊センター	地域に潜在する育児の援助者と、援助を受ける者からなる会員組織を運営している。	1,800	
	つどいの広場事業	NPO法人 子ども遊センター	子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図るための常設の場を開設している。	4,300	
福祉課 福祉政策係	ボランティア活動支援事業	・市民生委員児童委員協議会・市社会福祉協議会	民生委員、児童委員やボランティアなどの地域における民間福祉活動の支援推進を図っている。	25,802	
高齢者あしん課 高齢者福祉係	高齢者社会参加・交流促進事業	・高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブ	貴重な人生経験によって培ってきた知識、技能を生かし、進んで社会活動に参画し、明るい住みよい地域づくりに貢献することにより、自らの健康保持と生きがいを高めていくことを目的とする、高齢者クラブ及び連合会へ補助を行っている。	8,290	
市民課 市民相談係	防犯灯設置事業 (平成20年度から、地域安全啓発事業に統合)	・区長公民館長連合会・市民	安全で住みよいまちづくり条例(平成9年3月21日施行)に基づき、夜間の犯罪及び事故の未然防止を目的として、市管理防犯灯の整備と併せて、区管理防犯灯の維持管理及び設置の費用に対して補助金を交付することで、安全で住みよい地域社会の実現を図っている。	3,540	
商工港湾課 商工振興係	日向はまぐり碁石まつり	日向はまぐり碁石まつり実行委員会	日本で唯一のはまぐり碁石の産地として全国に情報発信し、囲碁文化の普及と碁石産業の発展を目的として、ハイレベルのアマチュア囲碁大会を開催している。	7,500	実行委員会
	地場産業振興事業	市地場産業振興対策協議会	市内の商工・農林・水産団体の長から構成される協議会で、市内地場産業の振興を目的として、様々な活動を行っている。また、市産業・商業まつり実行委員としても活動している。	900	
林業振興課 林業振興係	「冠岳ふるさと千年の森」づくり植樹祭及び冠岳登山	・市ふるさとの自然を守る会・市観光協会・市・県・(社)県緑化推進機構・宮崎北部森林管理署・九州電力・市民等	冠岳の自然環境保全を目的として、市民活動団体、企業、関係機関などが協働して、市有林に3,000本の広葉樹を植栽するとともに冠岳登山を実施した。(平成19年度実施)	140	共催 実行委員会 協力・協定

【補助】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
農村整備課 農村計画係	農地・水・農村環境保全 向上活動支援事業	各活動組織(市内9組織)	農村集落の過疎化・高齢化・混住化などの原因による農地・農業用施設の保全管理が厳しくなっていることから、地域における多様な組織の参画のもと、農家を中心とした自主的な農地保全のための共同活動や、環境保全に向けた営農活動支援することにより、農地や農村環境を守り、農村・農業振興を図っている。(平成19～23年度)	4,407	協議会 協力・協定
東郷町地域自治センター地域振興課 地域振興Gr	牧水の里の夏祭り	・日向農協東郷支店・東郷町商工会・東郷町区公民館連絡協議会	盆踊りの次世代継承、地域間交流促進を図るため住民参加の祭りを実施。総踊り大会・特産品等展示販売、昼の部ではカヌー川下り、夜は花火大会を実施している。	1,200	実行委員会
	牧水の里の秋祭り	・日向農協東郷支店・東郷町商工会・東郷町区公民館連絡協議会	産業振興、地域活性化を図り地域づくりを行うため、住民参画の祭りを実施。テント村での地場産品などの販売、ステージイベント、作品展などを実施している。	1,500	実行委員会
	区公民館ミニバレーボール大会	東郷町区公民館連絡協議会	住民の健康増進・交流親睦を図るため、ミニバレーボール大会を実施している。	40	実行委員会
	牧水杯ソフトテニス大会	坪谷中、東郷中ソフトテニス部保護者会	県北域の中学校にも参加を募り、牧水公園を会場に実施している。	60	実行委員会 協力・協定
	東郷町自治区スポーツ祭	東郷町区公民館連絡協議会	健康増進と親睦交流を目的とし、歩こう会と玉入れ大会を実施している。	100	実行委員会
	自治会活動交付金	各区公民館	交付金を活用し、各区公民館で道路・河川清掃、防災訓練などを行っている。	6,248	
・観光振興課・東郷町地域自治センター地域振興課	牧水の里のつつじ祭り	・日向農協東郷支店・東郷町商工会・東郷町区公民館連絡協議会	約3万本のつつじが咲く牧水公園を会場に、花馬車、ガーデニング教室、ステージイベントなどを実施。フラワーフェスタのサテライト会場でもあり、市外からの観光客も多く訪れている。	1,350	実行委員会

【委託】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
総務課 総務係	区長公民館活動推進事業	区長公民館長連合会	地域コミュニティ活動の一環として、区長公民館長を通じて市民への行政情報の提供や周知事項の伝達を行っている。また、合わせて市民を対象とした各種調査の取りまとめも依頼している。	27,700	
市民協働課 市民協働係	ひまわり基金事業 (市民活動団体リーダー養成事業)	市ひまわり基金事業推進協議会 (KOKUAネットワーク協議会)	市ひまわり基金を活用して行う事業を推進するため、市民主体のひまわり基金事業推進協議会を設置し、助成事業及び市民活動団体リーダー養成事業を実施している。なお、同リーダー養成事業については、平成19年度から旧ひまわり塾卒塾生で構成するKOKUAネットワーク協議会に委託している。	4,300	協議会
市民協働課 男女共同参画推進係	男女共同参画社会づくり啓発事業	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	男女共同参画社会づくりについて市民の理解を深めるために、「ひまわりフォーラム」や「出前講座」等の市民啓発活動を行っている。	1,123	委託

【委 託】

担当課 (かい)係	事業名	協働の相手方	事業の概要	予算額 (千円)	+その他の 手法
市民協働課 同和対策係	人権・同和問題啓発推進事業	日向市同和問題啓発推進協議会	人権・「同和」問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、「市民講演会」や「人権について考える市民の集い」等を開催すると共に、身元調査お断りの啓発活動を行っている。	1,800	委託
生涯学習課 生涯学習係	地域教育力活性化推進事業	地域の大人(例：区、育成会、おやじ会等)	地域の大人が中心となり子どもたちの体験活動を行っている。	850	
	自主学級事業(家庭教育・高齢者・女性学級)	・幼稚園や小中学校保護者・高齢者・女性	学校や地域の仲間と月1回程度集まり、自分たちでテーマを決めて学習している。	2,295	
文化スポーツ課 文化振興係	市美術展覧会	市美術展覧会実行委員会	応募資格を県内に広げ、広く作品発表の場と鑑賞の機会を提供し、本市の美術文化水準の向上を図ることを目的に開催している。	1,500	共催 実行委員会
	市総合文化祭(芸能・芸術部門)	市文化連盟	市民の文化に対する意識の高揚を図り、本市の文化の振興、発展のため諸行事を行っている。	460	共催
	市文化連盟の運営	市文化連盟	市民の市主催の芸術文化活動への参加を促し、文化意識の高揚を図る意味から重要な団体であり、補助金を交付することで全市民の芸術文化への意識を高めている。	489	共催
文化スポーツ課 若山牧水係	牧水祭	日向市東郷町若山牧水顕彰会	牧水の偉業を顕彰し、牧水の理解を深めるとともに、短歌文学の発展並びに「日向市」を全国に発信し、歌碑祭、短歌コンクールなどを実施している。	698	共催
文化スポーツ課 スポーツ振興係	市総合文化祭(体育部門)	市体育協会	誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために開催している。	475	共催
福祉課 子育て支援係	こどもおまつり広場	市保育協議会	子育て家庭に対し、育児支援のイベントを行っている。	513	
観光振興課 観光施設係	お倉ヶ浜海水浴場管理運営	平岩地区振興会	海水浴場・駐車場などの清掃、施設の点検、利用客の指導・人数の把握の業務を委託している。	1,840	
	金ヶ浜海水浴場管理運営	金ヶ浜遠見海浜(岸)振興会	海浜・遊歩道の清掃、海水浴場の監視業務を委託している。	864	
	伊勢ヶ浜海浜公園(海水浴場)管理運営	堀一方海浜振興会	海水浴場・駐車場などの清掃、施設の点検、利用客の指導・人数の把握の業務を委託している。	1,310	

日向市  
協働のまちづくり推進ガイドブック

平成21年3月作成

発行 日向市

編集 日向市生活環境部 市民協働課  
TEL0982-56-0017 FAX 0982-56-0018  
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号  
Email: kyoudou@hyugacity.jp